

(1.8.2)

	種類	提出形式	部数	
① 一般共通事項	完成図			
	設計図一式	※二つ折り青焼き又は白焼き製本(A1) ※CADデータ(JWW又はX又はFSC) ※TIFデータ(竣工図電子データ作成要領による)	※1部 ()部	
	総合図			
	※一式	※二つ折り青焼き又は白焼き(適宜:A1又はA3)	※1部 ()部	
	施工図			
23. 保全に関する資料	※構造躯体 ※平面図 ※建具 ※屋根及び構 ()	※二つ折り青焼き又は白焼き(適宜:A1又はA3)	※1部 ()部	
	工作図			
	※家具調 ()	※二つ折り青焼き又は白焼き(適宜:A1又はA3)	※1部 ()部	
	(注) データの提出はCD-R、DVD-R又はUSBフラッシュメモリーに保存して提出すること。			
	「改修仕様」1.8.3(a)の他、下記について必要事項を記入のうえ監督員に提出する。 国土交通省HP「施設保全マニュアル作成要領」 建設大臣官庁営繕部監修の「管理者のための建築物保全の手引き」			
24. 設計GL	提出部数	※2部 ()部	(1.8.3)	
	保全に関する説明書: ※建物概要及び内部仕上げ表 ※施工者一覧表 ※取り扱い説明書、メンテナンスについての注意事項			
	※図示による ()現状地盤の平均高さとし、監督員の指示による			
25. 通積載の防止	ダンプトラック等による工事用資機材等の過積載を行わないこと。さし枠の装置又は物品積載装置の不正改造をしたダンプトラックは工事現場内に入出入りさせないこと。			
26. 解体等工事の範囲	解体等工事にかかる範囲は以下のとおり。			
	○建築物	・地上部・地下部・杭・(危険物倉庫) ○(天井及び一部入り)		
	○付属構造物	・浄化槽・貯油槽・杭・(キューピクル基礎)		
	・電気設備	・建物内配管配線・電気設備機器・()		
	・給排水設備	・建物への引込管・敷地への引込線(廃止)・()		
27. 敷地に関する調査	・建物内配管配線・衛生設備機器・()			
	・建物への引込管・敷地への引込管(玉下ろし)・()			
	・空調設備	・建物内配管・空調設備機器・()		
	・建物内風道	・建物内配管・ガス設備機器・()		
	・ガス設備	・建物への引込管・敷地への引込管(廃止)・()		
28. 原形復旧	・屋外付帯	・門、門扉・欄、フェンス・舗装・()		
	・植栽・()			
	・有害廃棄物の処理・廃PCB・特定フロンガス・廃石綿等・()			
	・什器、備品類等の撤去			
	○各種残留物等の撤去は下表による。 ※を標準とする。			
29. 設備工事との取合い	区分	建物管理業者	工事種別業者	
	アスベスト含有建材		※	
	オイルタンク内のオイル	※		
	ビット(浄化槽、便所)汚泥	※		
	使用されていた酸、アルカリ、薬品等	※		
30. 風速及び地表面粗度区分	医療系特別管理産廃廃棄物、放射性廃棄物	※		
	フロン、ハロン使用機器		※	
	PCB使用機器		※	
	風速	○24m/秒・()	(各章共通)	
	地表面粗度区分・Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ			
31. 接着剤	ホルムアルデヒド放散等級(※F☆☆☆☆・F☆☆☆・F☆☆)(各章共通)			
32. 総合図での調整	各工事の着工に先立ち、各施工図の基準となる総合図を作成し、監督員の承認を受ける。 総合図は施工図作成に先立ち、建築・設備・その他別途発注工事業者の情報などをすべて盛り込んだ図面とし、それらの接点の細部調整を行う。 総合図の調整は、建築工事の請負者が行い、設備工事・その他の請負者がそれに協力する。			
33. 参考図(メーカー仕様の図面の取り扱い)	参考図の製品等の使用にあたっては、参考図以外の形状等に多少相違がある製品等でも同等品以上であれば使用できる。			
34. 竣工後の調査	竣工後(※・1)年以内に当該工事範囲に関する経年変化の状況を調査し、報告すること。			
仮設工事	① 足場その他	手すり先行足場について 足場を設ける場合は、「手すり先行工法等に関するガイドライン」(厚生労働省 基発第0424001号平成21年4月24日)の「手すり先行工法等に関するガイドライン」によるものとし、足場組立て、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、手すり、中横及び両面幅木の機能を有するものを設置しなければならない。 なお、設置においては、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。		
	② 養生	外部足場 ※脚立・足場板等・() (2.2.1) 内部足場 ※柱足場 ○縦組式足場 ・単管足場・() 防護シートによる養生 ※行方 ・行わない 材料、撤去材等の運搬・A種 ※B種・C種 ・D種 ・E種 (表2.2.1) 既存部分の養生 ※ビニールシート等・合板・() (2.3.1) 固定家具の養生 ・行わない ・行方 (図示) 既存家具の養生 ※ビニールシート等・() (表2.3.1)		
	3. 仮設間仕切	仮設間仕切等の種類 (2.3.2) (表2.3.1) 種類 下地 仕上材 (厚さ mm) 充てん材 塗装 ・A種 ・軽鉄骨 ・合板(9.0・12.0) 厚さ mm ※無し ・B種 ・木下地 ・石膏ボード(※9.5・12.5) ※片面 ・C種 単管下地 防護シート 仮設扉 ※木製扉 ※合板張り程度 ※無し ・鋼製扉 ・()程度 ※片面		

福岡県行橋市中央一丁目1番1号
行橋市役所 都市整備部 建築政策課
TEL : 0930-25-1111

④ 監督員事務所

⑤ 工事用水

⑥ 工事用電力

⑦ 総合仮設計画書

⑧ 危険防止

※要する

仮囲い等

設置方法

ゲート

垂直防護施設

水平防護施設

防護施設等取付足場

養生構台

乗入れ構台

⑨ 工事表示板等

⑩ 工事車両の出入口

※設ける

※構内に新設する。(m程度)

・既存建物内の一部を使用する。

備品については、監督員の指示による。

構内既存の施設

構内既存の施設

・要しない

○ 設けない

※ 設ける

※ 成形鋼板 (H = 2.0m) ・ 亜鉛引鉄板 (H = m) ・ シート張り

・ ロープ張り

・ シート (W = 4.5m) ・ パネル (W = 5.4 m)

・ ハンガー (W = m)

○ メッシュシート (・ 防災1類 ○ 防災1類) ・ 防音シート (防災1類同等)

・ 枠付き金網 ・ アルミ防音パネル ()

○ 防護棚 (朝顔) ・ ダブルネット

・ 単管一本足場 ・ 枠組本足場 (W = 0.9 m) ○ くさび式

設置範囲 ※ 図示による ○ 監督員の指示による

設置期間 ※ 工事期間中 ・ 監督員の指示による

・ 設置する (図示による) ・ 設置しない

・ 設置する (幅員 m、長さ m) ・ 設置しない

監督員の指示による

工事用車両の出入口では、一般通行人及び一般車両の安全確保に努めること。

交通誘導員 ・ 配置する (名以上) ○ 配置しない

① 改修方法の種類及び工程

防水改修方法の種類及び工程については「改修様式」表3. 1. 1による。

(表3. 1. 1)

シーリング改修工法の種類及び工程については「改修様式」表3. 1. 2による。

(表3. 1. 2)

2. アスファルト防水

(3. 2. 3) (表3. 1. 1) (表3. 3. 3~10)

防水改修工法種別	新規防水層の種別	施工箇所
・ P1B工法	・ B-1 ※ B-2	
・ P1B1工法	・ B1-1 ※ B1-2	
・ P2A1工法	・ A1-1 ※ A1-2	
・ P2A工法	・ A-1 ※ A-2	
・ M4C工法	・ C-1 ※ C-2	
・ M3D工法	・ D-1 ※ D-2	
・ P0D1工法	・ D1-1 ※ D1-2	
・ M4D1工法		
・ P1E工法	・ E-1 ※ E-2	(保護層は図示による)
・ P2E工法		

アスファルトの種類 ※3種 (3. 2. 2) (3. 3. 2)

M3D、P0D、P0D1、M3D1、及びM4D1工法の脱気装置 ※設ける ・ 設けない (3. 3. 3)

断熱工法の断熱材 (3. 3. 2)

※押出法ポリスチレンフォーム断熱材3種bA (スキン層付き) 厚さ(mm) ※25

・ A種押出法ポリスチレンフォーム保温材の保温厚3種b (スキンあり) 厚さ (mm) ・ (3. 3. 2)

立上り部の保護材

・ 乾式保護材 ※押出成型セメント板(厚さ15mm)

・ れんが ※JIS R 1250によるもの

・ 市販品のれんが又は市販品のれんが形コンクリートブロック (見え隠れ部分)

・ コンクリート

(表3. 4. 2. 3) (表3. 1. 1) (表3. 4. 1~3)

防水改修工法の種類	新規防水層の種類	厚さ(mm)	施工箇所
・ M4AS工法	・ AS-1 ・ AS-2 ・ AS-3		
・ M3AS工法	・ AS-4 ・ AS-5 ・ AS-6		
・ POAS工法			
・ M3ASI工法	・ AS1-1 ・ AS1-2		
・ M4ASI工法			
・ POASI工法			

M3ASI、M4ASI及びPOASI工法の防護層 ・ 設ける ・ 設けない (表3. 4. 3)

M3AS、POAS、M3ASI、M4ASI及びPOASIの脱気装置 ※設けない ・ 設ける (3. 4. 3)

4. 合成高分子系ルーフィングシート防水

(3. 5. 2. 3) (表3. 1. 1) (表3. 5. 1)

防水改修工法の種類	新規防水層の種類	施工箇所	仕上げ塗料塗り	使用分類
・ POS工法	・ S-F1 ・ S-F2		・ シルバー ・ カラー ・ 製造メーカー仕様	※非歩行
・ S4S工法	・ S-M1 ・ S-M2 ・ S-M3			
・ POS1工法	・ S1-F1 ・ S1-F2 ・ S1-M1 ・ S1-M2 ・ S1-M3			
・ S3S工法	・ S-F1 ・ S-F2			
・ S3S1工法	・ S1-F1 ・ S1-F2			
・ M4S工法	・ S-M1 ・ S-M2 ・ S-M3			
・ M4S1工法	・ S1-M1 ・ S1-M2 ・ S1-M3			

仕上げ塗料の使用量

脱気装置 ・ 設ける ・ 設けない (3. 5. 3)

目地処理 ※PCコンクリートの場合 ・ ALGパネル下地で種別S-C1の場合 (3. 5. 4)

⑤ 塗膜防水

(3. 6. 3) (表3. 6. 1)

施工箇所	改修工法種別	新規防水層種別	仕上げ塗料塗り
	・ POX	※ X-1	※ カラー ・ シルバー
	○ L4X	※ X-2	※ カラー ○ シルバー

脱気装置 ※ 図面図示による ・ 種類 () ・ 設置数量 ()

⑥ シーリング

シーリング改修工法の種類

○ シーリング充填工法 ○ シーリング再充填工法 (3. 1. 4) (表3. 1. 2)

・ 抵衝シーリング再充填工法

シーリング材の種類 ○ MS-2

「改修様式」表3. 7. 1による。 (表3. 7. 1)

接着性試験 ※ 簡易接着性試験 (3. 7. 8)

・ 引張接着性試験 (部位)

担当

工事名 平島地区学習等供用施設改修工事

図面名 改修工事特記仕様書(1)

製図年月日

図面No A-01

図面No A-02

壁内の木部、鉄鋼面及び亜鉛めっき鋼面のつや有合成樹脂エマルジョンペイント塗りに適用する。

8 耐震改修工事

福岡県行橋市中央一丁目 1 番 1 号 行橋市役所 都市整備部 建築政策課 T E L : 0 9 3 0 - 2 5 - 1 1 1 1	担当	工事名	平島地区学習等供用施設改修工事	
		図面名	改修工事特記仕様書(4)	
		製図年月日	図面No	A-04

工 事 名 称	平島地区学習等供用施設 改修工事		
工 事 場 所	行橋市泉中央七丁目11番23号	敷 地 面 積	1,202.06 m ²
用 途 地 域		防 火 地 域	
構 造 規 模	ＲＣ造 平屋建て 床面積：142.06 m ²		
主 体 工 事	屋根防水改修，外壁塗装改修，内部(天井，一部壁，一部床，木造建具改修等)		
付 帯 工 事	プロパン庫：壁，屋根 撤去処分		
・ 防衛施設周辺防音工事標準仕方書に定める2級工事による			

	改 修 前	
屋 根	勾配(3/10)屋根：アスファルトシングル葺 撤去 平場：防水モルタル金ゴテ押え	勾配(3/10)屋根：高圧洗浄（10～15MPa）・下地調整補修，塗膜防水 X-2（密着工法） 平場：高圧洗浄（10～15MPa）・下地調整補修，塗膜防水 X-2（密着工法）
バ`ラベ`ット(立上)	モルタル金ゴテ押え	高圧洗浄：高圧洗浄（10～15MPa）・下地調整補修，塗膜防水 X-2（密着工法）
バ`ラベ`ット(天端)	モルタル金ゴテ押え	高圧洗浄：高圧洗浄（10～15MPa）・下地調整補修，塗膜防水 X-2（密着工法）
外 壁	コンクリート打放しの上アクリリシン吹付	外壁調査，劣化部改修，高圧洗浄（30～50MPa），下地調整材（C-1），防水形外装薄塗材 E
	二丁掛タイル貼	外壁調査，劣化部改修，高圧洗浄（30～50MPa）
巾 木	モルタル刷毛引	外壁調査，劣化部改修，高圧洗浄（30～50MPa）
床（ホ`ーチ）	磁器質150 [□] タイル貼	既存のまま 清掃
軒 天	コンクリート打放しの上アクリリシン吹付	外壁調査，劣化部改修，高圧洗浄（30～50MPa），下地調整材（C-1），外装薄塗材 E
軒 天（ホ`ーチ）	アルミサ`ント`レル	既存の上，下地調整RC種，DP塗装（耐候性塗料）
庇	天端，鼻先：防水モルタル金ゴテ押え 上げ裏：コンクリート打放し アクリリシン吹付	天端，鼻先：外壁調査，劣化部改修，高圧洗浄（10～15MPa），下地調整材，塗膜防水 X-2（密着工法） 上げ裏：外壁調査，劣化部改修，高圧洗浄（30～50MPa），下地調整材（C-1），外装薄塗材 E
アルミ製建具	防音アルミサッシ （ATW-4 のみｶﾞﾗｽFL-5撤去）	既存のまま，（ATW-4 のみｶﾞﾗｽ型板厚6に入替），外部建具周囲のシーリング`は全て撤去新設
樋	堅樋：硬質塩ビ`（VP）φ100 下地調整RB種（塗替え面）	支持金物：錆汚れ除去，堅樋：硬質塩ビ`（VP）φ100（SUS掴み金物共）SOP塗装
ドレン	ﾀﾞﾚﾝ引用 φ100	ﾄﾞﾚﾝｷｬｯﾌﾟ塗替え
屋外調理場	床：モルタル金ゴテ押え，流し：CON下地 人研仕上	床：既存のまま，流し：清掃

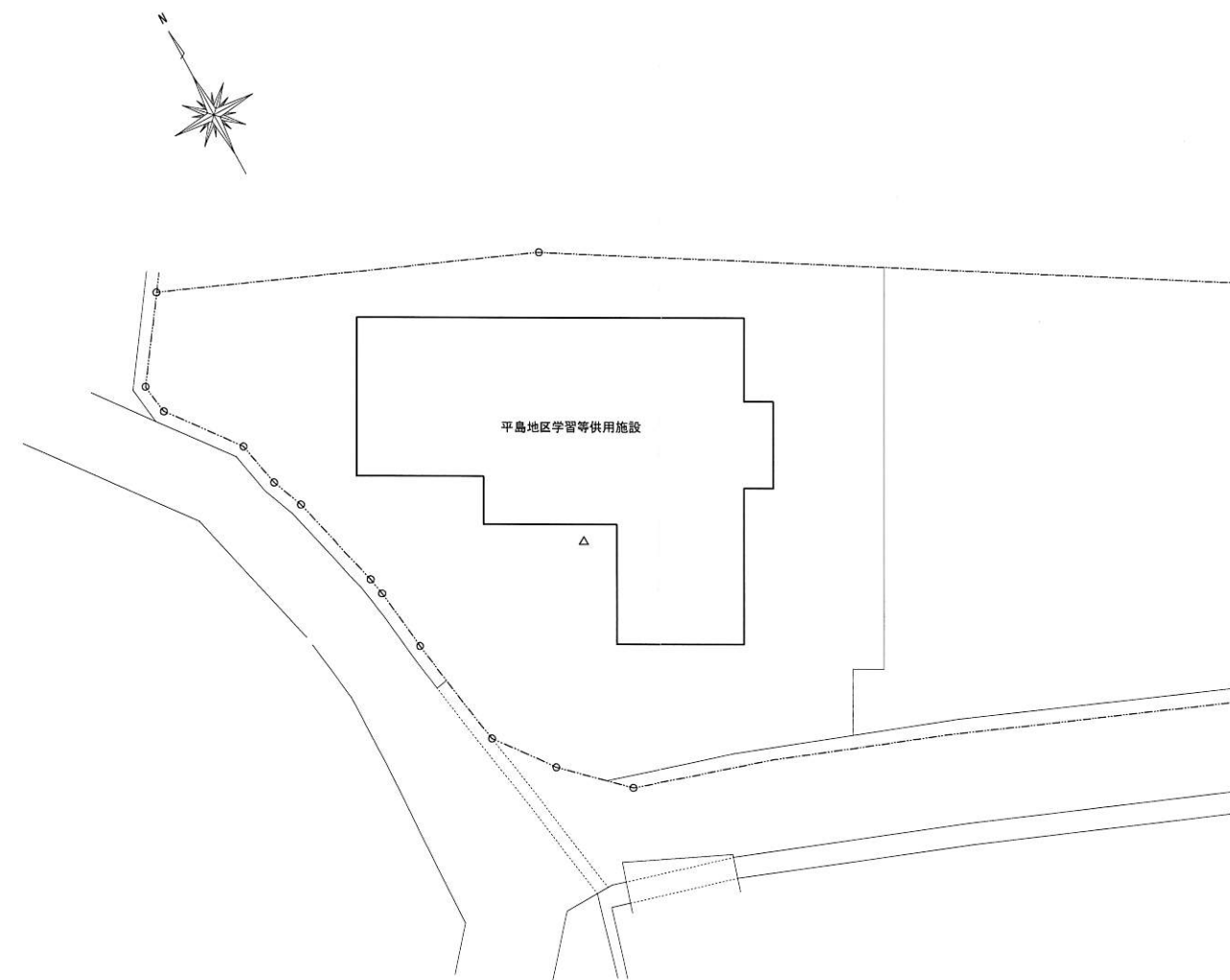
※ 外部下地調整材：ｶﾞﾁｮﾝ系ﾌｨｰﾗｰ C-1

内 部 仕 上 表																
室 名	床		巾 木			腰 壁		壁		天 井		廻り縁		C. H	備 考	
	改 修 前	改 修 後	改 修 前	改 修 後	H	改 修 前	改 修 後	改 修 前	改 修 後	改 修 前	改 修 後	改修前	改修後			
玄 関	磁器質150 [□] タイル貼 (タイル下モルタル共 撤去)	(スローﾌ化) 磁器質150 [□] タイル貼 CON打設、タイル下モルタル	磁器質150 [□] タイル貼	既存のまま	0～100	――	――	ビニールクロス貼 合板t=5.5下地	既存のまま	ロkker-ﾙ化粧吸音板 t=9.0 撤去 石膏ホﾞｰﾄ t=9.0下地張 撤去 (LGS下地 撤去)	ロkker-ﾙ化粧吸音板 t=9.0 石膏ホﾞｰﾄ t=9.5下地張 LGS下地	塩ビ見切 (撤去)	塩ビ見切	2,700	手摺新設	
ホ ー ル	長尺塩ビシート貼 下地モルタル	既存のまま	木製 OP	SOP 塗替え	75	――	――	ビニールクロス貼 合板t=5.5下地	既存のまま	ロkker-ﾙ化粧吸音板 t=9.0 撤去 石膏ホﾞｰﾄ t=9.0下地張 撤去 (LGS下地 撤去)	ロkker-ﾙ化粧吸音板 t=9.0 石膏ホﾞｰﾄ t=9.5下地張 LGS下地	塩ビ見切 (撤去)	塩ビ見切	2,600	手摺新設	
学習室・集会室	ﾌﾛｰﾘﾝｸﾞﾌﾞﾛｯｸ t=15 下地：ﾊﾞｰﾃﾞｨｸﾙホﾞｰﾄ t=15	ワックス塗り	木製 OP	SOP 塗替え	100	合板 t=5.5目透し張 AEP 下地：木胴縁	既設合板下地 EP-G	有孔合板 t=5.5目透し張 AEP 下地：木胴縁	既設合板下地 EP-G	ロkker-ﾙ化粧吸音板 t=9.0 撤去 石膏ホﾞｰﾄ t=9.0下地張 撤去 (LGS下地 撤去)	ロkker-ﾙ化粧吸音板 t=9.0 石膏ホﾞｰﾄ t=9.5下地張 LGS下地	塩ビ見切 (撤去)	塩ビ見切	2,900	天井点検口 撤去新設	
物 置	合板t=5.5貼 下地：モルタル金ゴテ押え	既存のまま	雑巾摺(木製)	既存のまま	15	――	――	合板 t=5.5目透し張 下地：木製胴縁	既存のまま	合板 t=5.5目透し張 下地：木製野縁	既存のまま	木製	既存のまま	2,500		
保育室 休養室	ﾀﾞﾐ敷t=55(ﾀﾞﾐ表 撤去) 下地：合板t=9.0	ﾀﾞﾐ表替	ﾀﾞﾐ寄せ	既存のまま	――	――	――	ｼﾞｭｳｸ塗り 下地：ｽｽﾞホﾞｰﾄt=7.0+ﾌﾞﾗｽﾀｰ塗	既存のまま (出窓部分も準ずる)	化粧石膏ホﾞｰﾄ 目透し張 撤去 (LGS下地 撤去)	化粧石膏ホﾞｰﾄ 目透し張 LGS下地	木製	既存のまま	2,700	天井点検口 撤去新設	
床の間	床板：ｷｬﾁ風合板張 前板：柰目調合板張 床框：化粧集成材	既存のまま	雑巾摺(木製)	既存のまま	15	――	――	ｼﾞｭｳｸ塗り 下地：ｽｽﾞホﾞｰﾄt=7.0+ﾌﾞﾗｽﾀｰ塗	既存のまま	化粧石膏ホﾞｰﾄ 目透し張 LGS下地	既存のまま	木製	既存のまま	2,400		
押 入	合板t=5.5貼 下地：モルタル金ゴテ押え	既存のまま	雑巾摺(木製)	既存のまま	15	――	――	合板 t=5.5目透し張 下地：木製胴縁	既存のまま	合板 t=5.5目透し張 下地：木製野縁	既存のまま	木製	既存のまま	2,500		
調理実習室	長尺塩ビシート貼 (撤去) 下地モルタル金ゴテ押え	長尺塩ビシートt=2.5(抗菌・防滑)貼	木製 OP	SOP 塗替え	75	合板 t=5.5目透し張 AEP 下地：木製胴縁 一部陶器質100 [□] タイル貼	既設合板下地 EP-G 既存のまま	有孔合板 t=5.5目透し張 AEP 下地：木胴縁	既設合板下地 EP-G	ロkker-ﾙ化粧吸音板 t=9.0 撤去 石膏ホﾞｰﾄ t=9.0下地張 撤去 (LGS下地 撤去)	ロkker-ﾙ化粧吸音板 t=9.0 石膏ホﾞｰﾄ t=9.5下地張 LGS下地	塩ビ見切 (撤去)	塩ビ見切		天井点検口 撤去新設	
便 所	50 [□] 磁器質ﾓｻﾞｲｸタイル貼 下地：タイル下モルタル (下地割栗石から撤去)	長尺塩ビシートt=2.5(抗菌・防滑)貼 小便器部：汚垂ﾀｲﾙt=5.0 (光触媒) 配筋、砕石地業、土間ｺﾝｸﾘｰﾄ打設	――	ｼｵｯﾄ巾木	100	陶器質100 [□] タイル貼 撤去 ﾀｲﾙ下モルタル下地(ﾀｲﾙのみ撤去) ｳｲﾅﾝｸﾞ：下地C.Bから撤去	ﾀｲﾙ撤去部：下地調整材RA 下地調整材C-2 ｳｲﾅﾝｸﾞ：化粧ﾀｲﾙ板t=6 下地LGS	複層弾性ﾀｲﾙ吹付(塗膜全面撤去) 下地：モルタル刷毛引	NAD塗装 下地調整RA種	石膏ホﾞｰﾄ t=9.0目透し張 AEP (LGS下地 撤去)	化粧石膏ホﾞｰﾄ (t=9.5)張 LGS下地	塩ビ見切 (撤去)	塩ビ見切	前 2,400 後 2,300	天井点検口 撤去新設	
	※ 無機質繊維吸音材 t=25														壁は外壁に面する部分のみ	
	・ 学習室・集会室、出窓：床、壁 ・ 保育室、休養室、出窓：壁 ・ 押 入、床の間：壁 ・ 調理実習室：壁															
※ 既設内部壁NAD塗装面 下地調整材は (ｶﾁｮﾝ系ホﾞｰﾘﾏｰセﾒﾝﾄ下地調整材(C-2)ｺﾅ塗)																

特 記	作 図	作 図	作 図	行橋市役所 都市整備部 建築政策課 福岡県行橋市中央一丁目1番1号 TEL：0930-25-1111 *****	工事名称・図面名称 平島地区学習等供用施設改修工事 工事概要・改修前後 外部，内部仕上表	縮 尺 —	図面番号 A05
-----	-----	-----	-----	---	--	----------	-------------



附近見取図 1/5000



特記

作図
作図
作図

行橋市役所
福岡県行橋市中央一丁目1番1号
TEL: 0930-25-1111

都市整備部
建築政策課

工事名称・図面名称

平島地区学習等供用施設改修工事

配置図兼附近見取図

縮尺

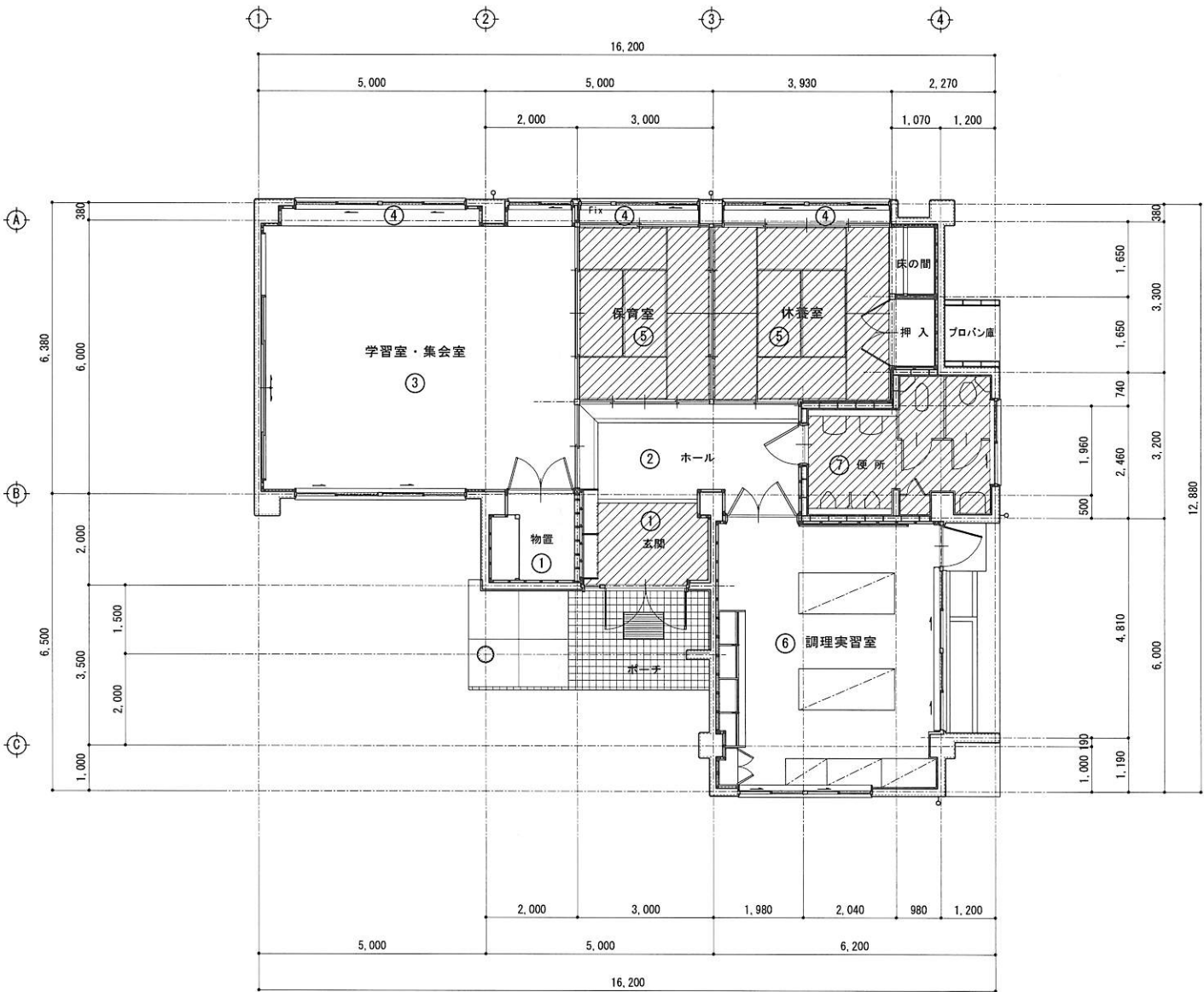
A2版: 1/100

A3版: 1/71

図面番号

A06

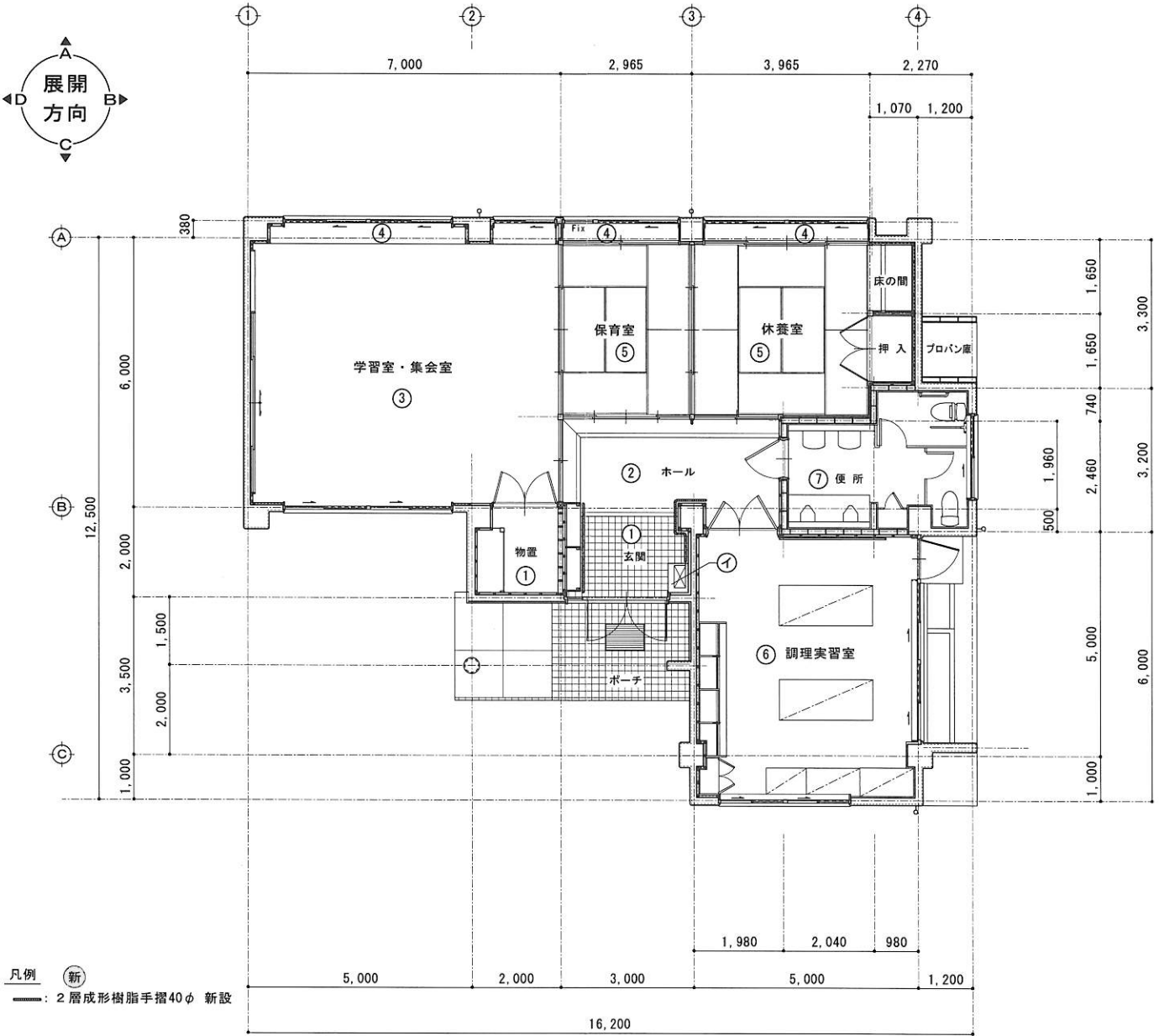
改修前 平面図



(現況)		
符号	床仕上(下地)	処理(範囲)
①	磁器質150 [□] タイル貼 (ノンスリップタイル) 下地: タイル下モルタル	タイル下モルタル下地より撤去
②	長尺塩ビシート t=2.0貼 下地: モルタル金ゴテ押え t=30	現況のまま床清掃
③	ブナモザイクパターネット貼(塗装仕上) 下地: パーティクルボード t=15	現況のまま床清掃
④	出窓床: フローリング張(塗装仕上) 下地: 木組	現況のまま床清掃
⑤	たたみ t=55 敷込み 下地: 合板t=9.0	表替えの為 一時撤去
⑥	長尺塩ビシート貼 下地: モルタル金ゴテ押え t=30	塩ビシート撤去
⑦	磁器質50 [□] モザイクタイル貼 下地: タイル下モルタル	タイル下モルタル下地から撤去 トイレース 撤去

※ 厨房設備機器及び衛生設備機器の一時撤去・再設置は『機械設備工事』とする。

改修後 平面図



(新設)		
符号	床仕上(下地)	処理(範囲)
①(新)	磁器質150 [□] タイル貼 (ノンスリップタイル) 下地: タイル下モルタル	スロープ新設(段差100) コンクリート:Fc18SL18 丸鉄線溶接金網: φ6-150×150
②(現)	長尺塩ビシート t=2.0貼 下地: モルタル金ゴテ押え t=30	既存のまま
③(新)	ブナモザイクパターネット貼(塗装仕上) 下地: パーティクルボード t=15	既存のまま
④(新)	出窓床: フローリング張(塗装仕上) 下地: 木組	既存のまま
⑤(新)	たたみ t=55 敷込み 下地: 合板t=9.0	全面表替え
⑥(新)	防滑性ビニル床シート貼 t=2.5 下地: モルタル金ゴテ押え t=30	全面貼替え
⑦(新)	防滑性ビニル床シート貼 t=2.5 下地: モルタル金ゴテ押え	スラブ新設 コンクリート:Fc21+6SL15 トイレース新規造替え
①(新)	架台(600×300×h=30~60):モルタル金ゴテ押え	機器一時撤去,再設置(設備)

凡例
①(新): 新設
②(現): 現況のまま

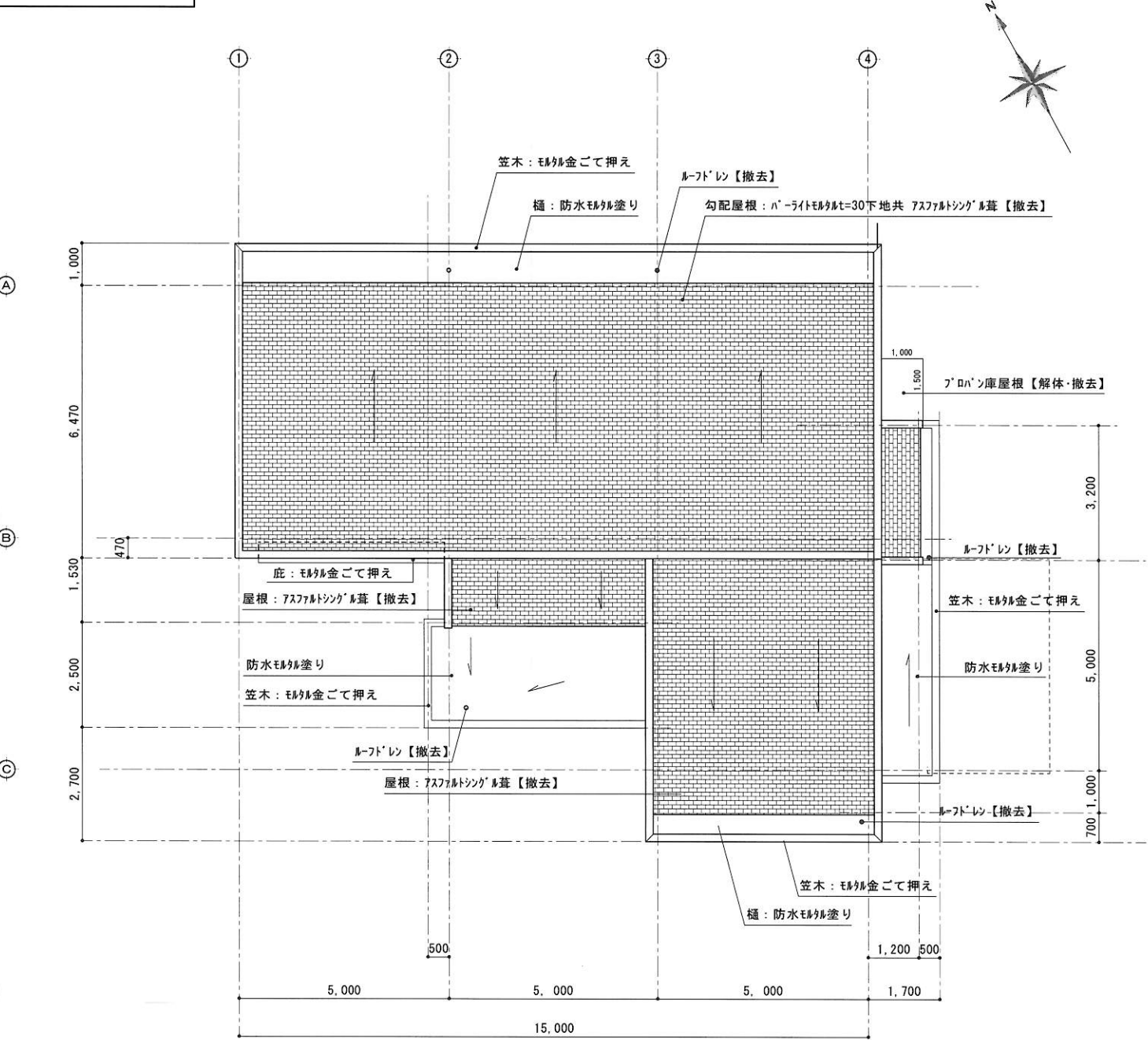
特記

作図 作図 作図

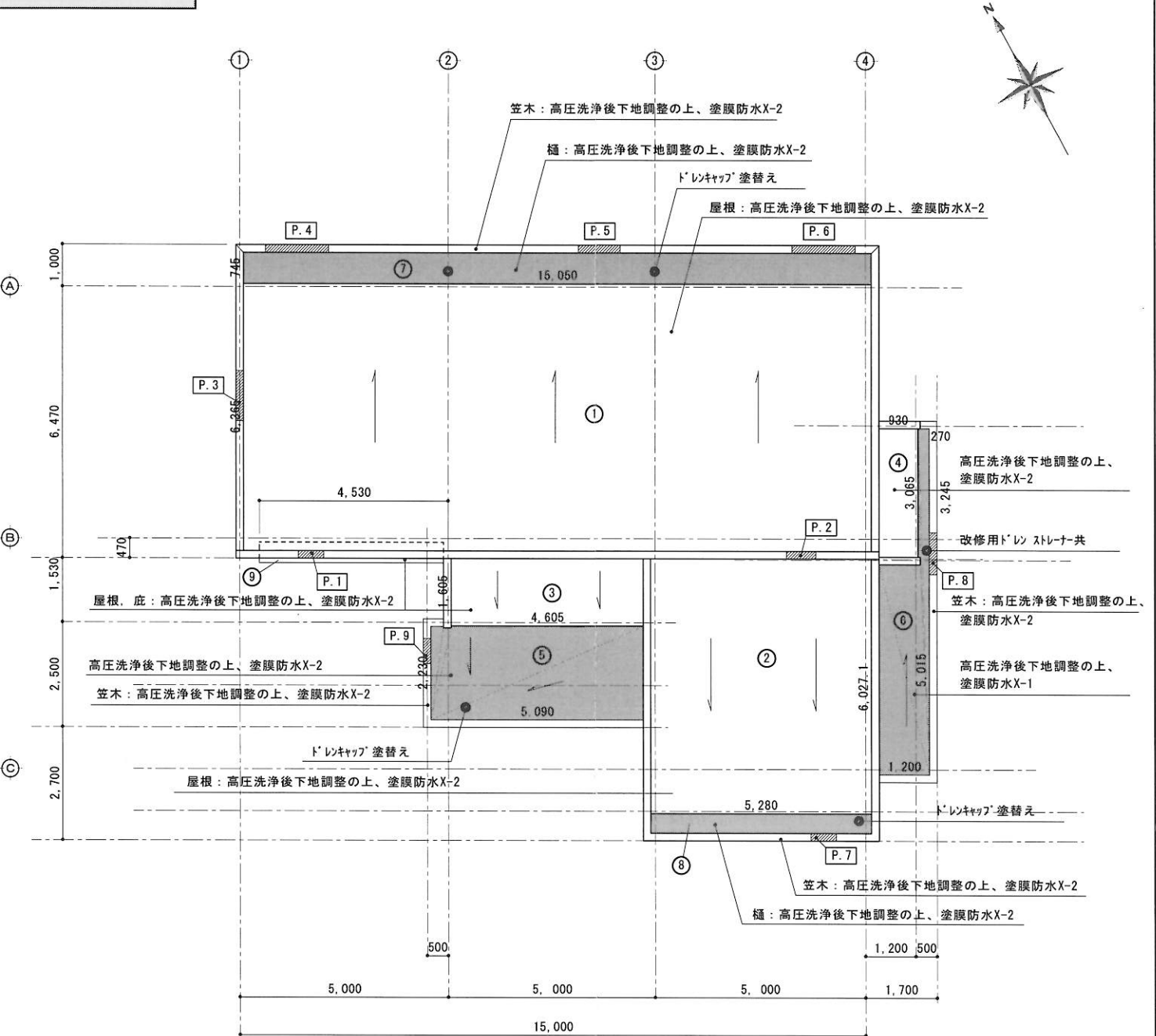
行橋市役所 都市整備部 建築政策課
福岡県行橋市中央一丁目1番1号
TEL:0930-25-1111

工事名称・図面名称		縮尺	図面番号
平島地区学習等供用施設改修工事		A2版: 1/100	A07
改修前・後 平面図		A3版: 1/71	

改修前



改修後

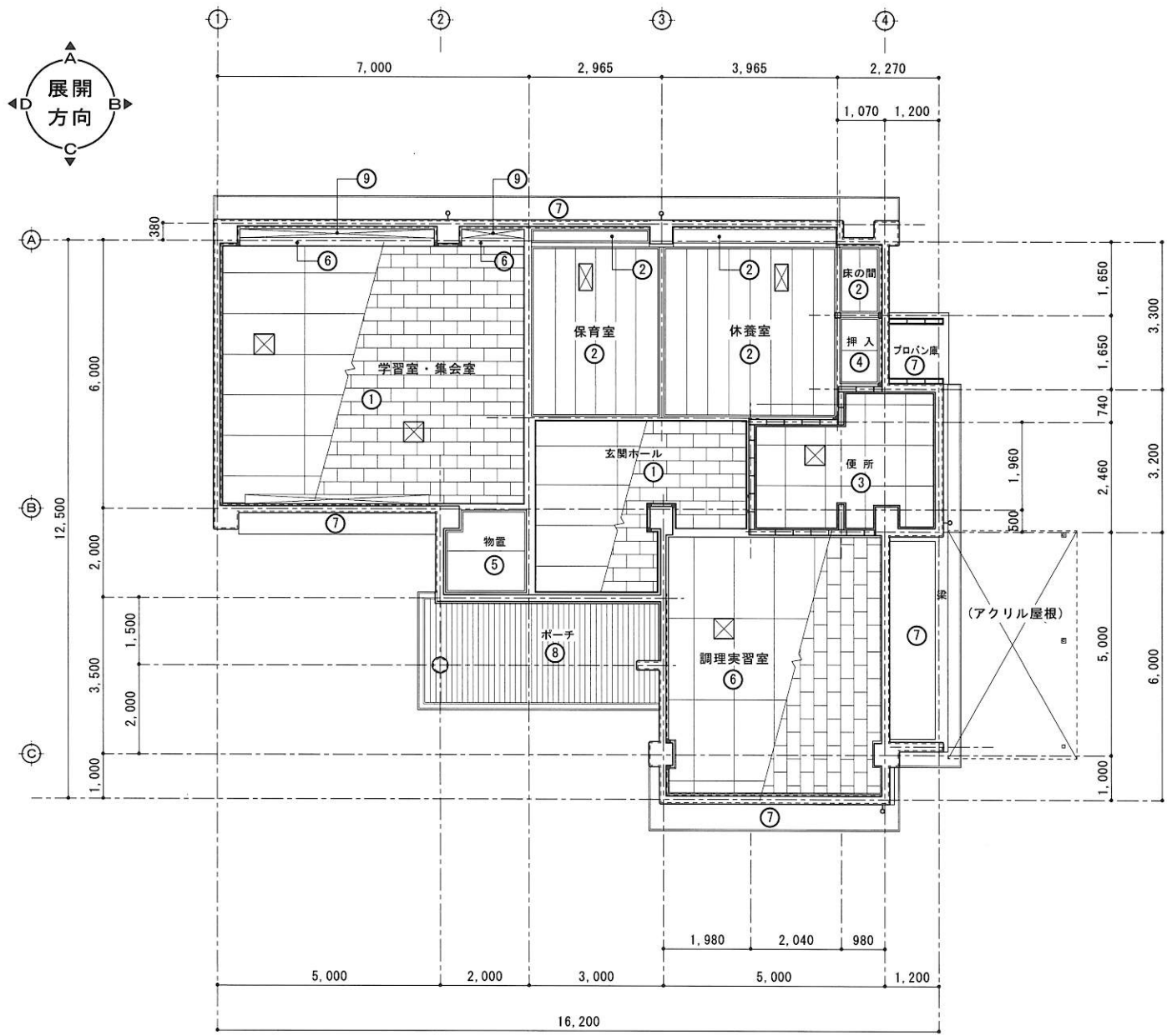


ハ「ラ」ット笠木天端劣化部 数量表		
浮き部面責：U-1 アンカー「ン」ンク」部分E「杉樹脂注入工法		
番号	幅 (m)	長さ (m)
P. 1	0.21	0.60
P. 2	0.21	0.70
P. 3	0.20	1.20
P. 4	0.20	1.50
P. 5	0.20	1.00
P. 6	0.20	1.50
P. 7	0.20	0.60
P. 8	0.18	1.00
P. 9	0.20	0.60
合計 (m)		

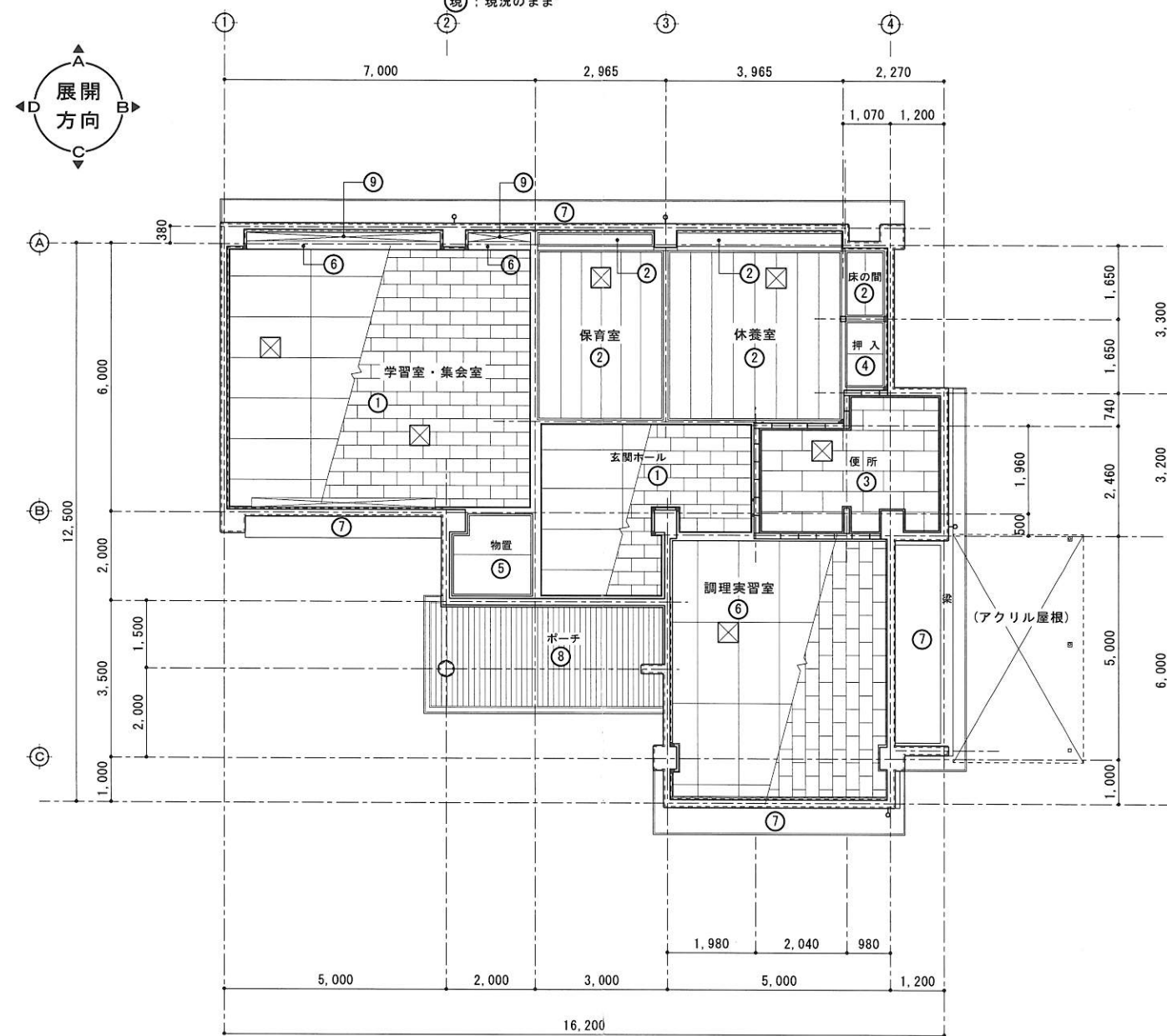
1,044.03
1,000

凡例	
	陸屋根, 箱形樋部：塗膜防水X-1 工法

改修前 天井伏図



改修後 天井伏図



(現況)		
符号	床 仕 上 (下 地)	処理(範囲)
①	ロッキング化粧吸音板(t=9.0)張 下地：石膏ボード(t=9.0)捨張り 軽天下地	撤去；軽天、塩ビ製見切共 ※照明器具(一時撤去)
②	塗目化粧石膏ボード(t=9.0)張 下地：軽天下地	撤去；軽天、木製廻り縁(36×45)共、床の間：現況のまま ※照明器具(一時撤去)
③	石膏ボード(t=9.0)目透し張 AEP 下地：軽天下地	撤去；軽天、塩ビ製見切共 ※照明器具(一時撤去)
④	合板(t=5.5)張 一部点検用(可動) 下地：軽天下地	現況のまま
⑤	合板(t=5.5)目透し張 下地：軽天下地	現況のまま
⑥	ロッキング化粧吸音板(t=9.0)張 下地：石膏ボード(t=9.0)捨張り 軽天下地	撤去；軽天、塩ビ製見切共 ※照明器具(一時撤去)
⑦	7ミリシリコン吹付 下地：コンクリート打ち放し	高圧洗浄 下地調整
⑧	7ミリハンドレール(t=10.0)押出し形材張 下地：軽天下地	下地調整RC種(塗替え面)
☒	天井点検口 450 [□] 4ヶ所 300×600 2ヶ所	撤去

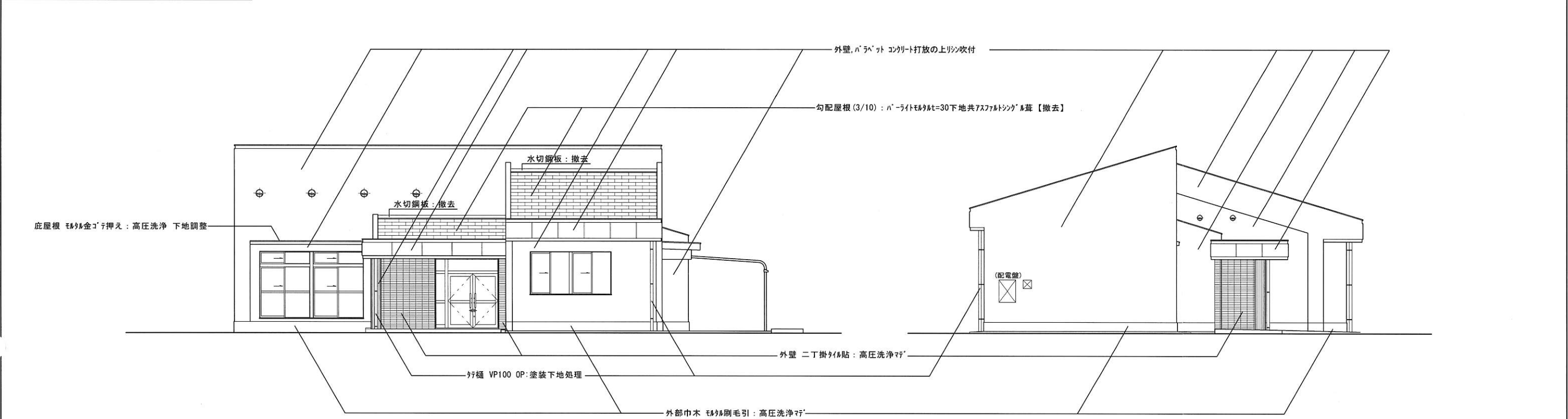
※ 空調、換気設備、照明器具の一時撤去は『設備工事』とする。

(新設)			
符号	床 仕 上 (下 地)	その他	廻り縁
新①	ロッキング化粧吸音板(t=9.0)張 LGS 新設 下地：石膏ボード(t=9.0)捨張り 軽天下地	※点検口(新設) ※空調、換気設備部 開口部補強	塩ビ 新設
新②	塗目化粧石膏ボード(t=9.0)張 LGS 新設	※点検口(新設)	木製廻り縁(36×45) 新設
新③	化粧石膏ボード(t=9.5)張 LGS 新設	※点検口(新設) ※空調、換気設備部 開口部補強	塩ビ 新設
④	現況のまま		
⑤	現況のまま		
新⑥	ロッキング化粧吸音板(t=9.0)張 LGS 新設 下地：石膏ボード(t=9.0)捨張り	※点検口(新設) ※空調、換気設備部 開口部補強	塩ビ 新設
新⑦	上裏：外装薄塗材E 梁型：防水型外装薄塗材E		
新⑧	7ミリハンドレール：DP塗り(鉄鋼面)		
☒	天井点検口 450 [□] 6ヶ所		

※ 空調、換気設備、照明器具の復旧は『設備工事』とする。

天井開口部補強 (換気扇、空調機器、照明器具等)			
寸 法	箇 所	寸 法	箇 所
450×450	4	300×300	6
900×900	6	320×320	12
320×2,200	1		

改修前 立面図	
---------	--



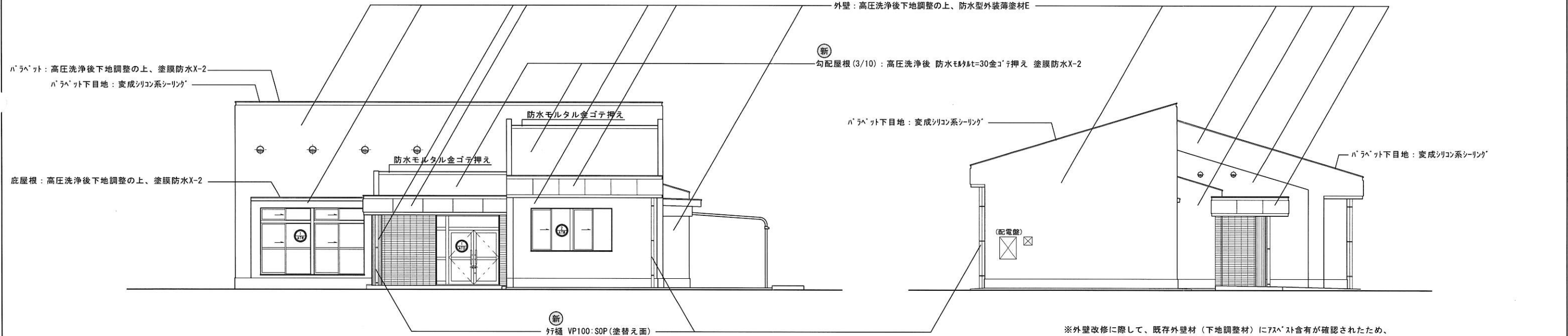
南側立面圖 S=1/100

南側立面圖 S=1/100

改修後 立面図

現；現況のまま

新



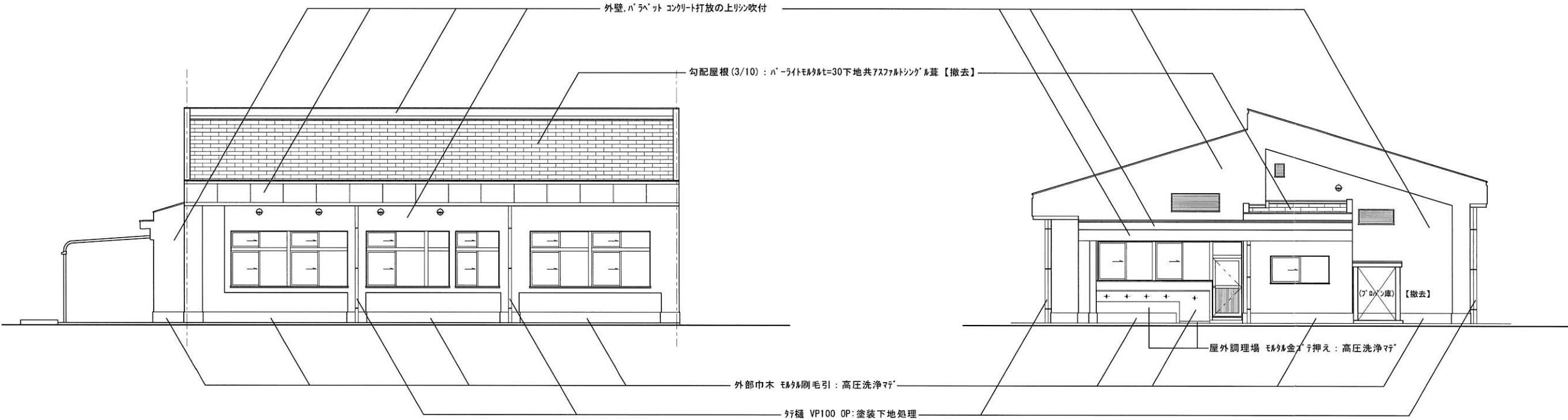
	周囲に飛散しない様施工を行うこと。 (集塵機付き電動工具使用及び湿潤化の徹底)
--	---

南側立面圖 S=1/100

南側立面圖 S=1/100

特 記	作 図	作 図	作 図	行橋市役所 都市整備部 建築政策課 福岡県行橋市中央一丁目1番1号 TEL:0930-25-1111 *****	工事名称・図面名称 平島地区学習等供用施設改修工事 改修 前・後 立面図-01	縮 尺 A2版:1/100	図面番号 A10
-----	-----	-----	-----	--	---	------------------	-------------

改修前 立面図

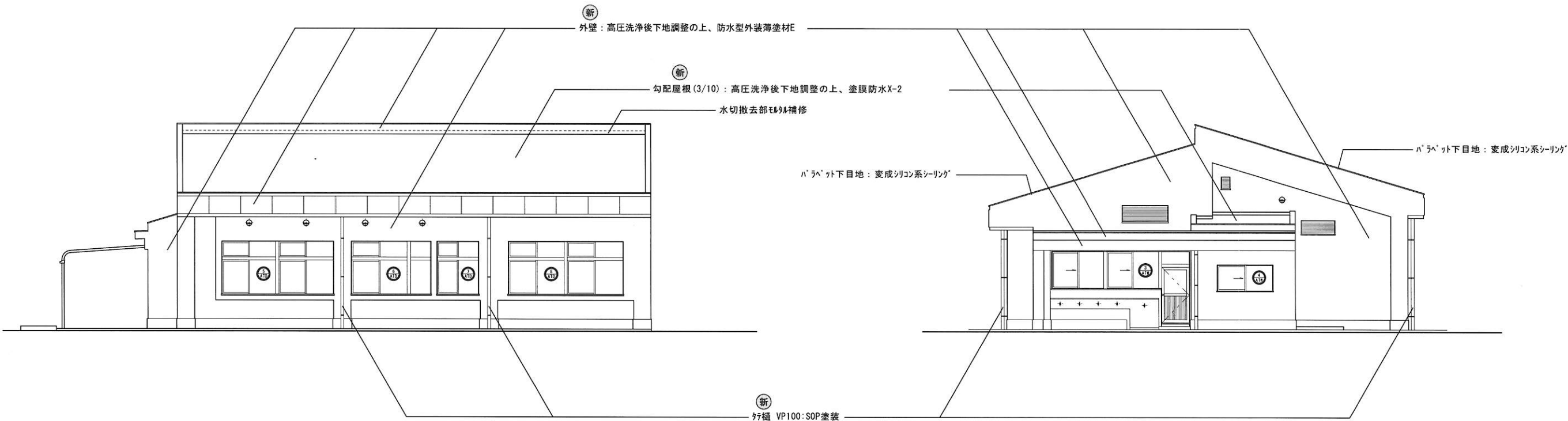


北側立面図 S=1/100

東側立面図 S=1/100

改修後 立面図

凡例
●新 : 新設
●現 : 現況のまま

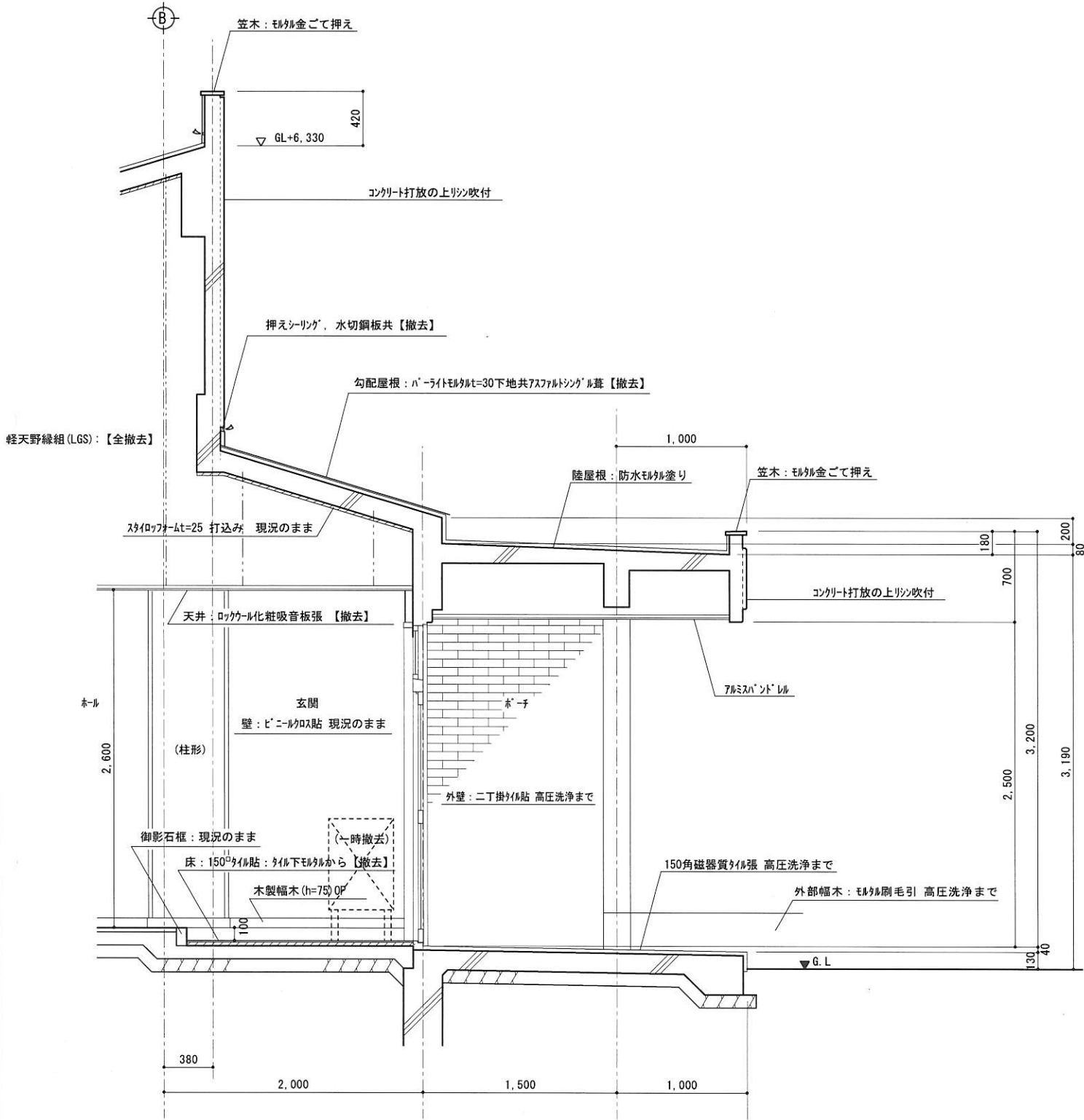


北側立面図 S=1/100

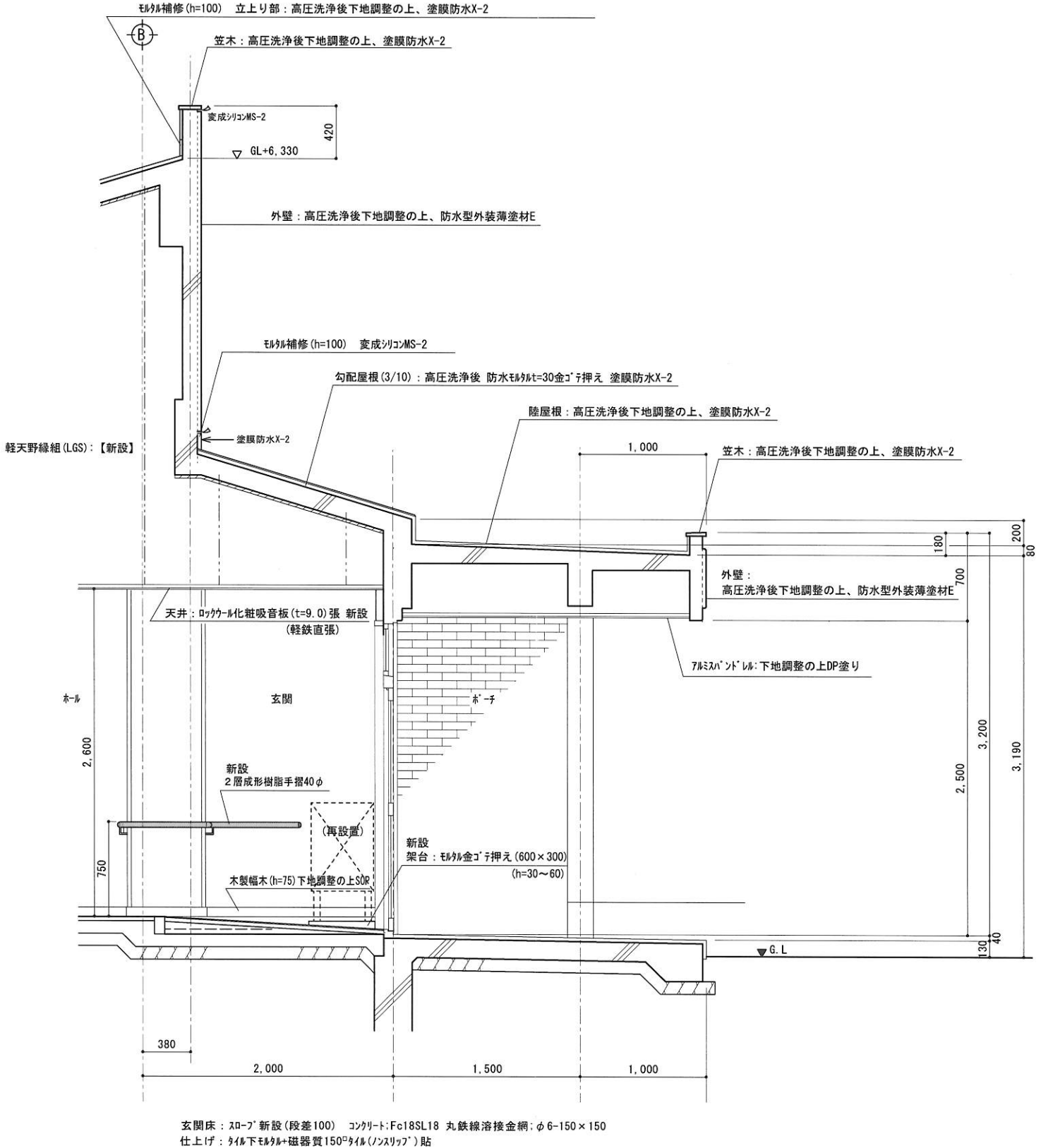
東側立面図 S=1/100

特記	作図	作図	作図	行橋市役所 都市整備部 建築政策課 福岡県行橋市中央一丁目1番1号 TEL: 0930-25-1111 *****	工事名称・図面名称 平島地区学習等供用施設改修工事 改修前・後立面図-02	縮尺 A2版: 1/100	図面番号 A11

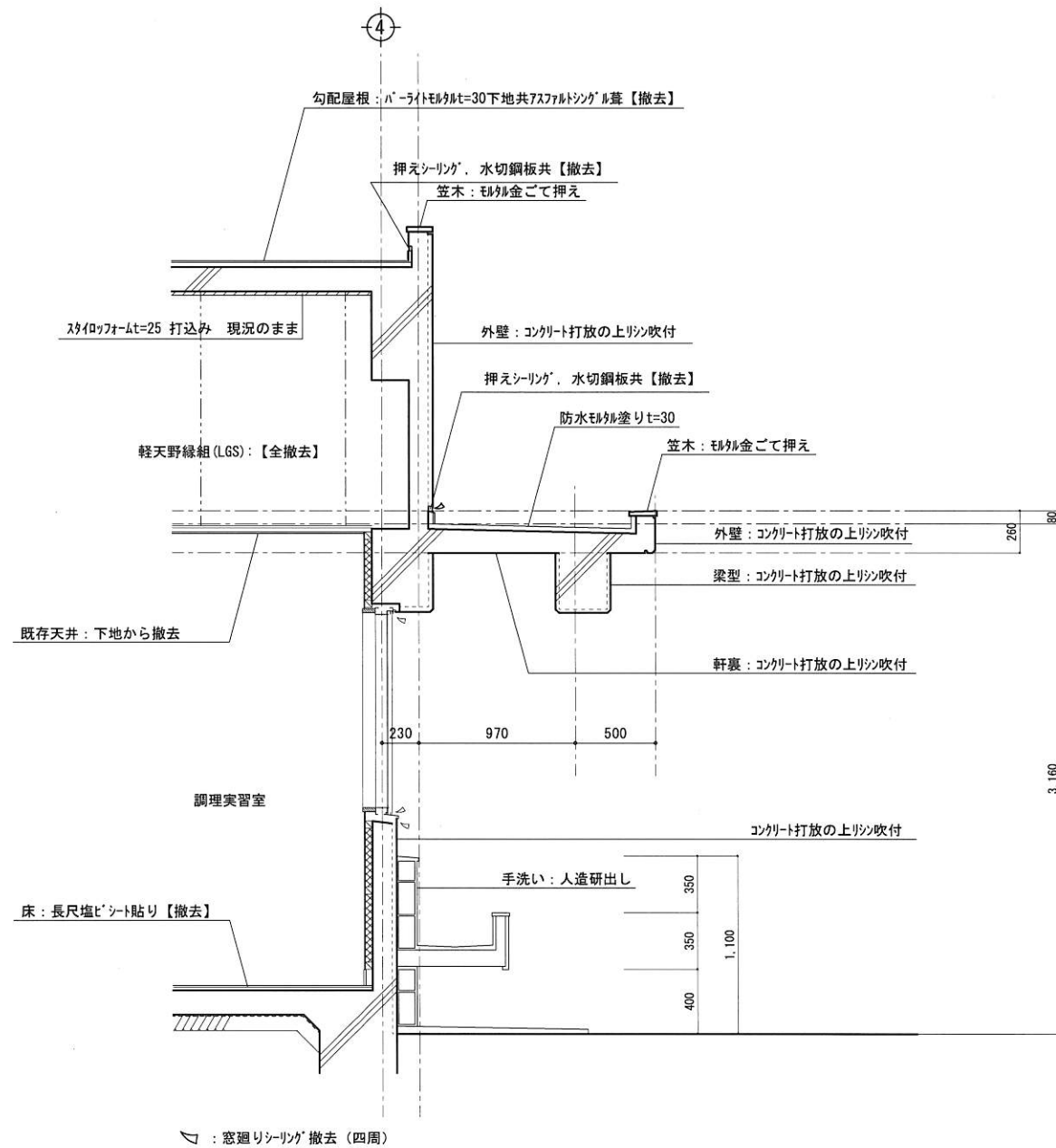
改修前



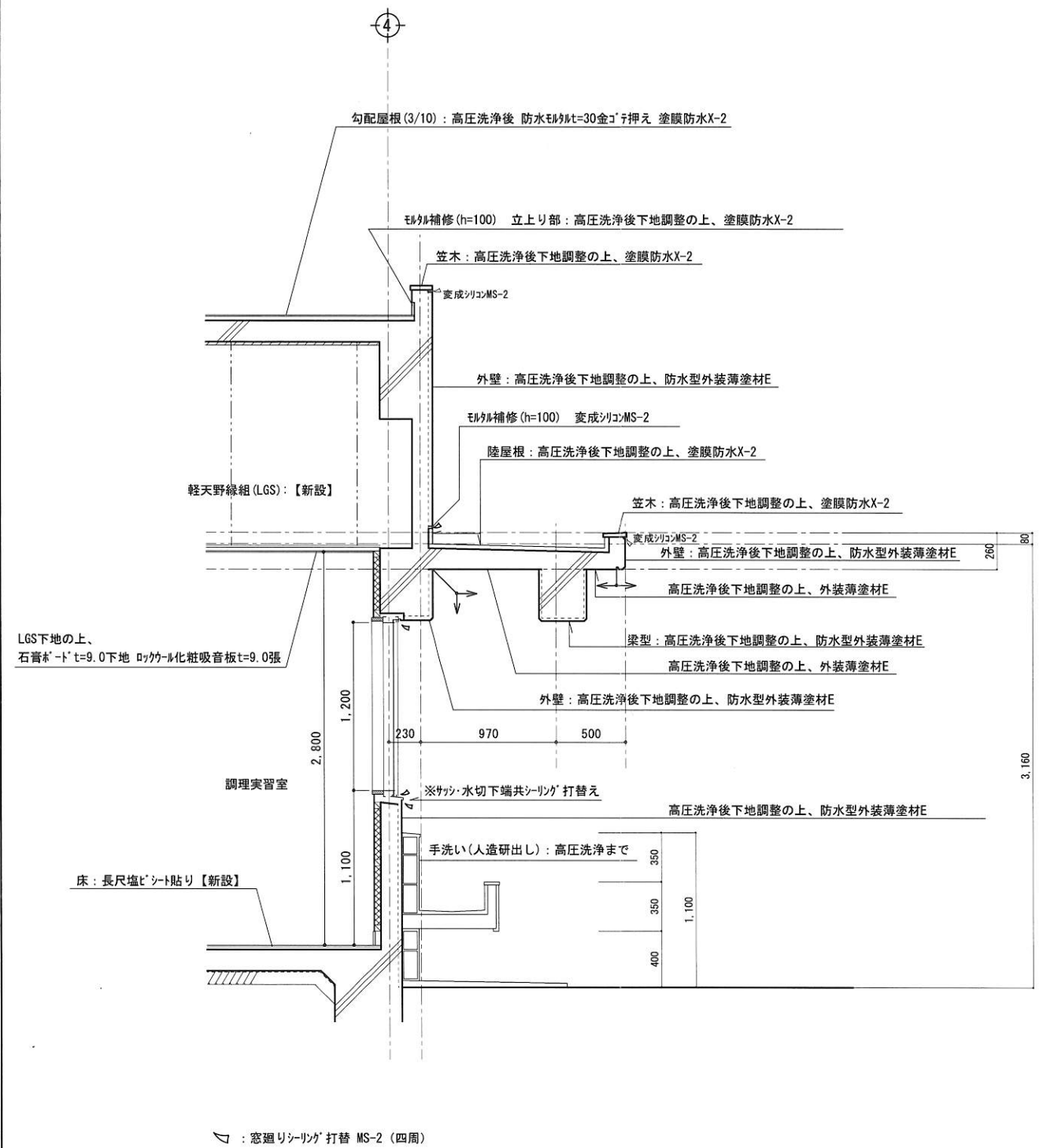
改修後



改修前

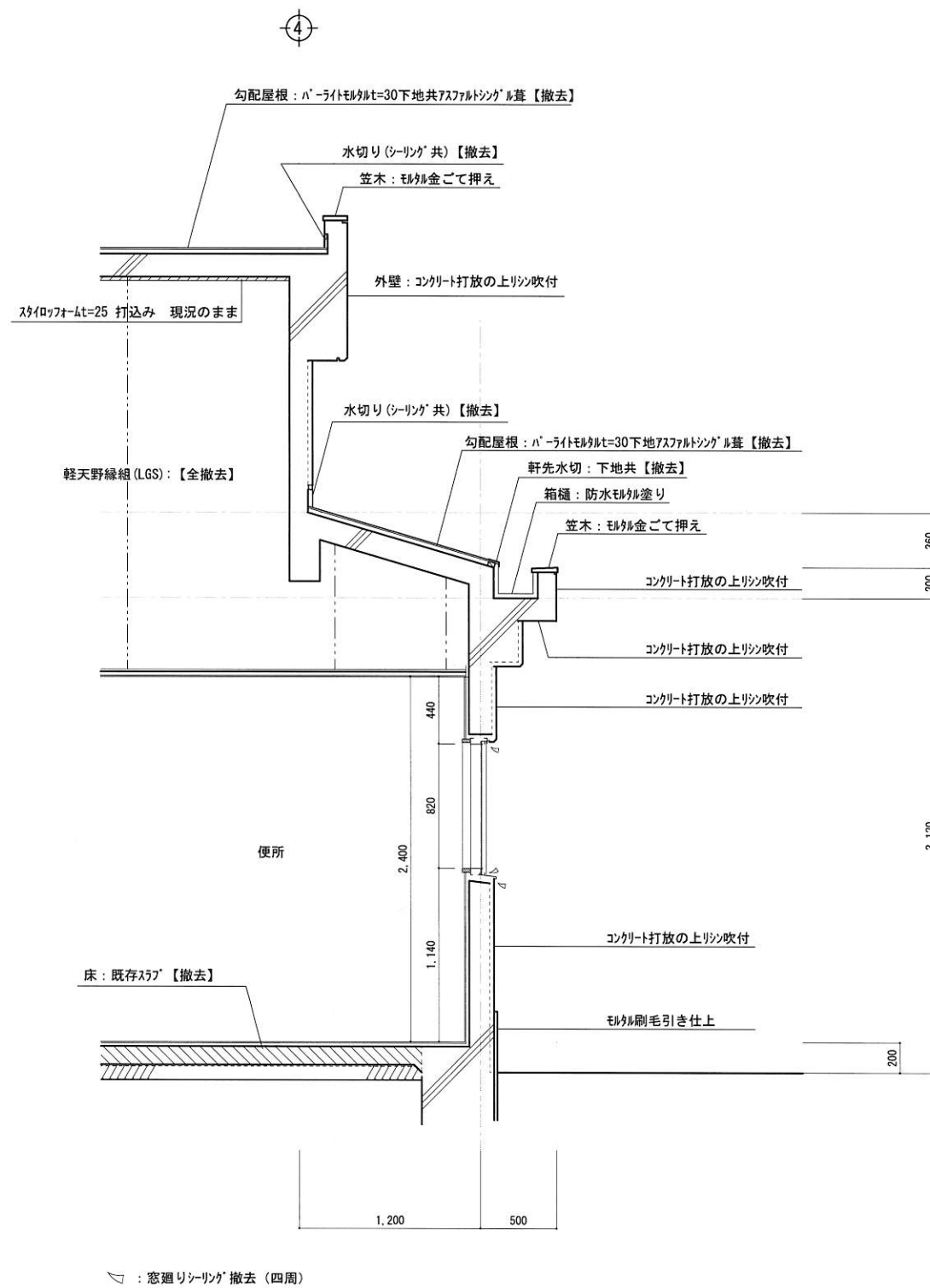


改修後

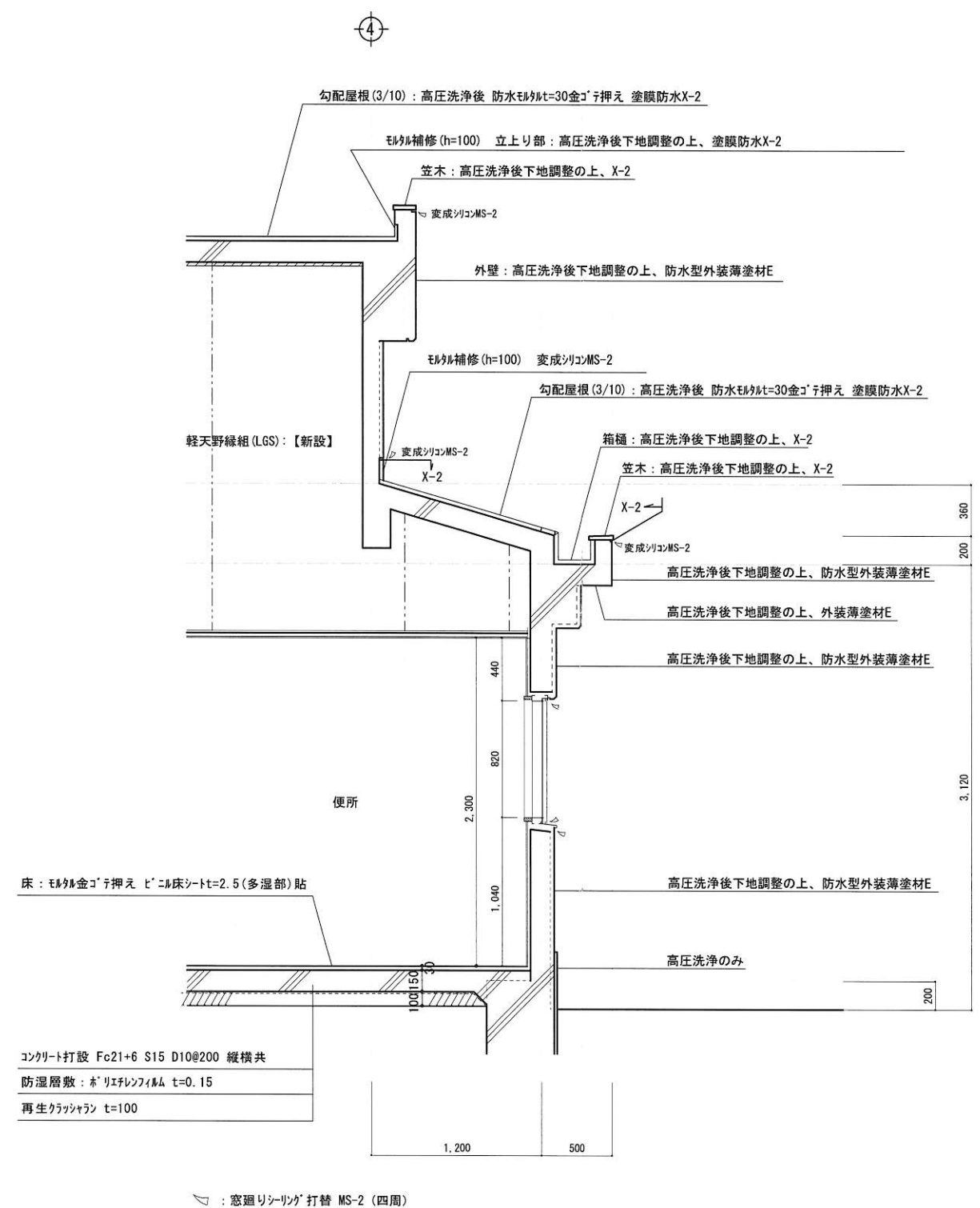


特 記	作 図	作 図	作 図	行橋市役所 都市整備部 建築政策課 福岡県行橋市中央一丁目1番1号 TEL:0930-25-1111	工 事 名 称・図 面 名 称	縮 尺	図 面 番 号
					平島地区学習等供用施設改修工事 矩計図-2	A2版:1/30	A13

改修前

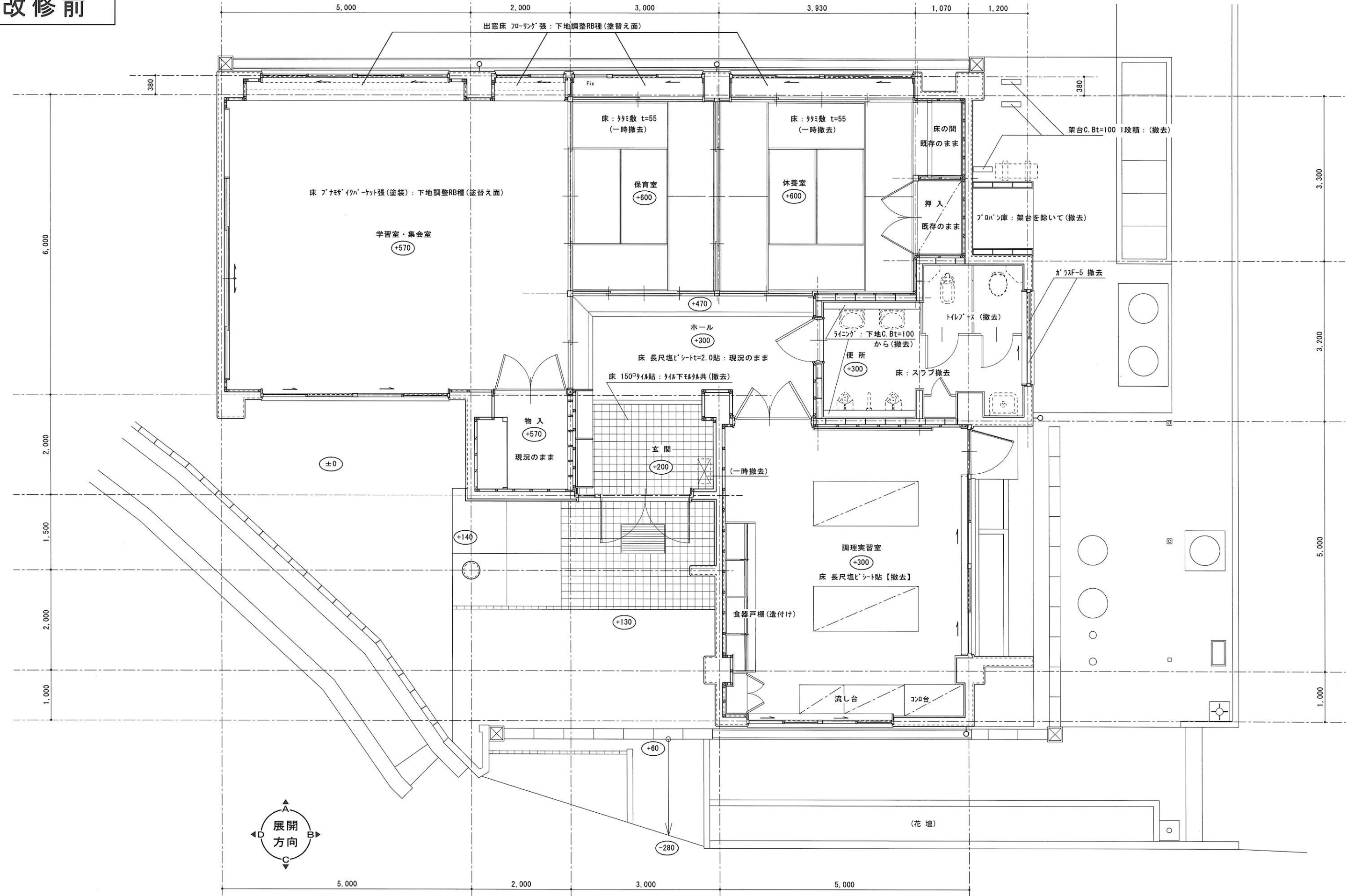


改修後



特 記	作 図	作 図	作 図	行橋市役所 都市整備部 建築政策課 福岡県行橋市中央一丁目1番1号 TEL: 0930-25-1111 *****	工事名称・図面名称	縮 尺	図面番号
					平島地区学習等供用施設改修工事	A2版: 1/30	A 1 4
					矩計図-3		

改修前



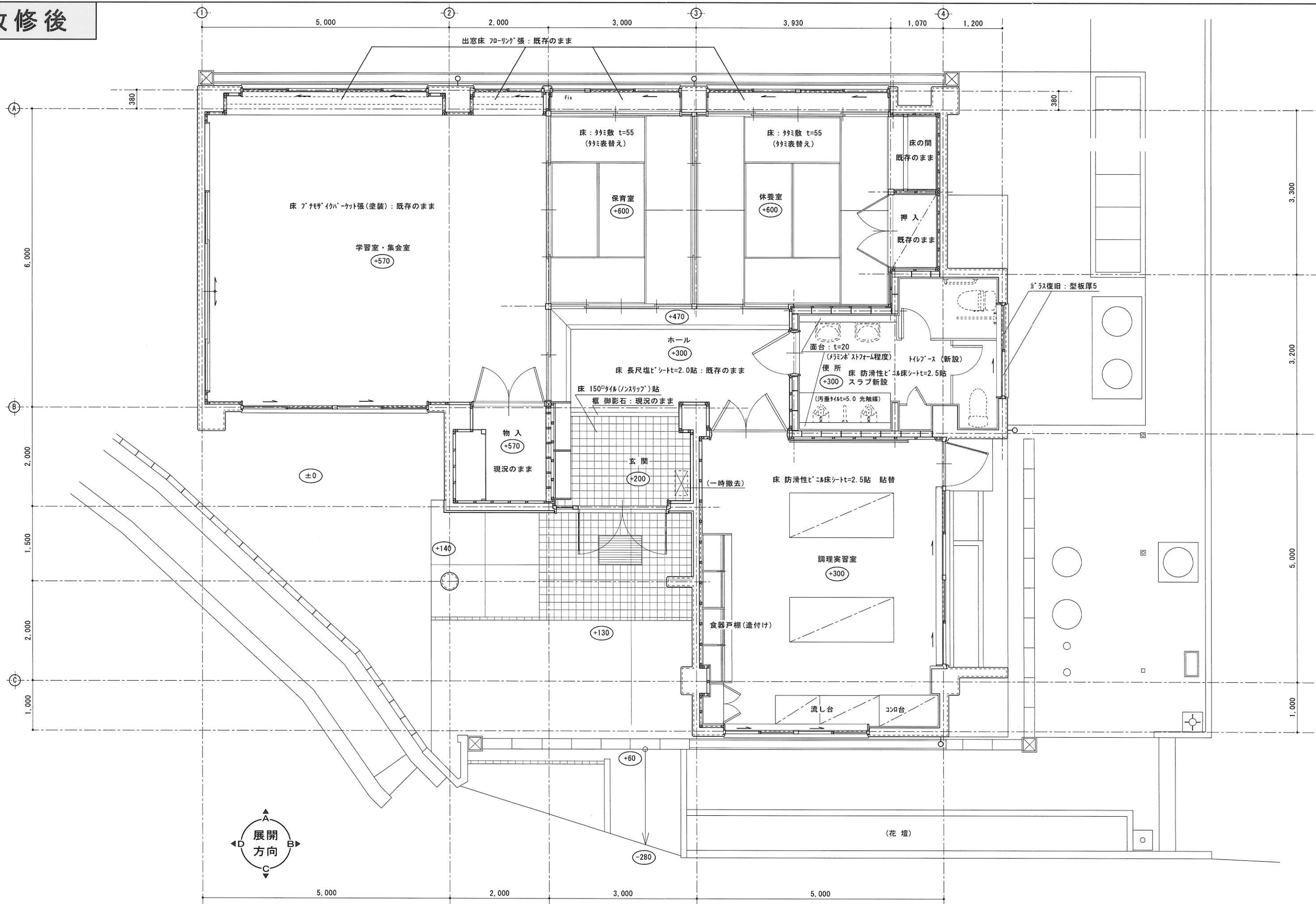
特記

作図 作図 作図

行橋市役所 都市整備部 建築政策課
福岡県行橋市中央一丁目1番1号
TEL: 0930-25-1111

工事名称・図面名称	縮尺	図面番号
平島地区学習等供用施設改修工事	A2版: 1/50	A15
改修前 平面詳細図		

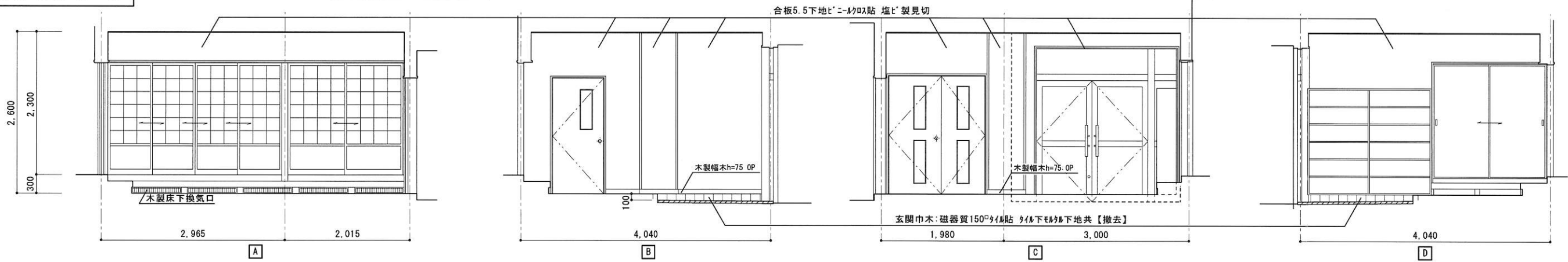
改修後



特 記	作 図	作 図	作 図	行橋市役所 都市整備部 建築政策課 福岡県行橋市中央一丁目1番1号 TEL：0930-25-1111 *****	工事名称・図面名称	縮 尺	図面番号
					平島地区学習等供用施設改修工事	A2版：1/50	A 1 6
					改修後 平面詳細図		

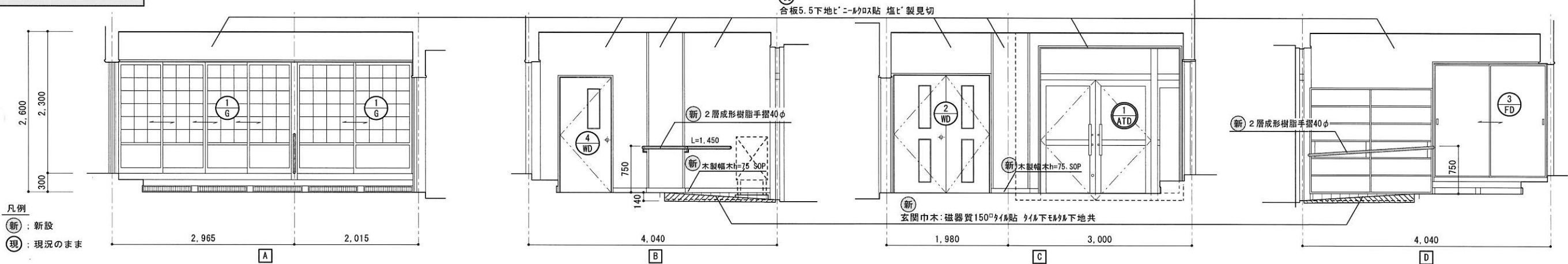
改修前-玄関・ホール

※ 開口部木枠、柱角木見切、木巾木等 OP:塗装下地調整 RC種(塗替え面)処理とする。(和室内部廻り以外全室共通)

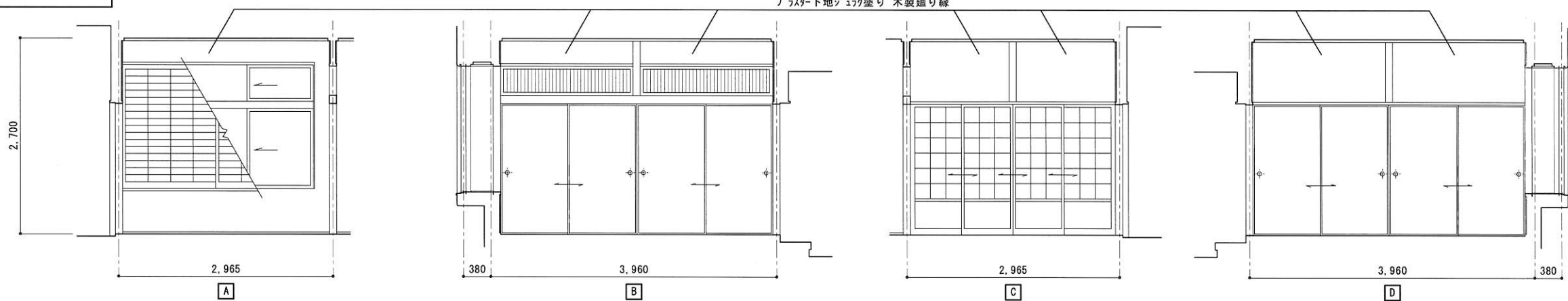


改修後-玄関・ホール

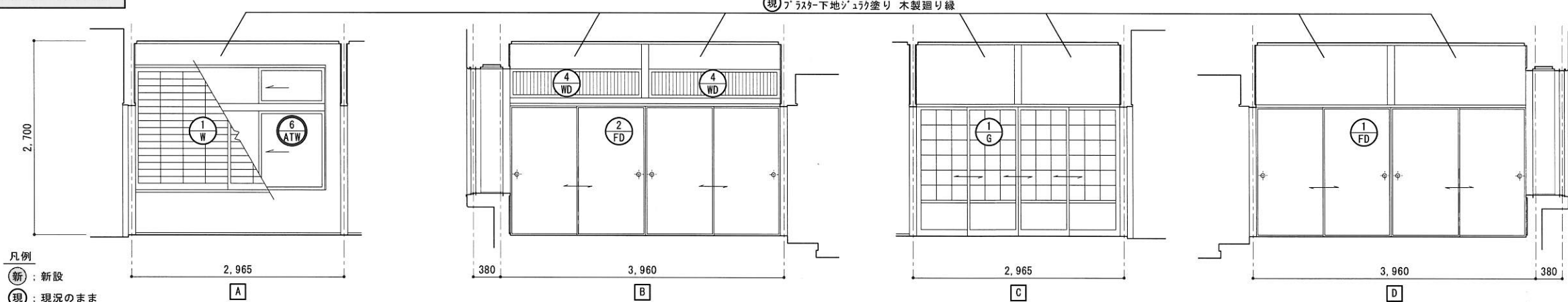
※ 開口部木枠、柱角木見切、木巾木等 SOP (和室内部廻り以外全室共通) (新)



改修前-保育室

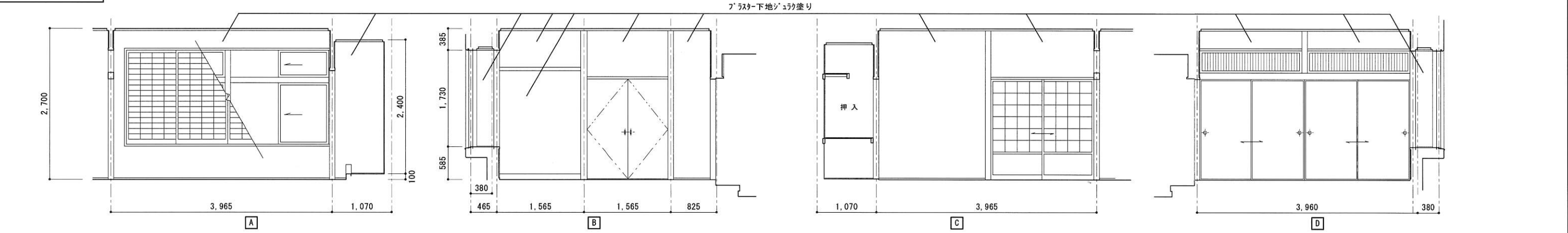


改修後-保育室

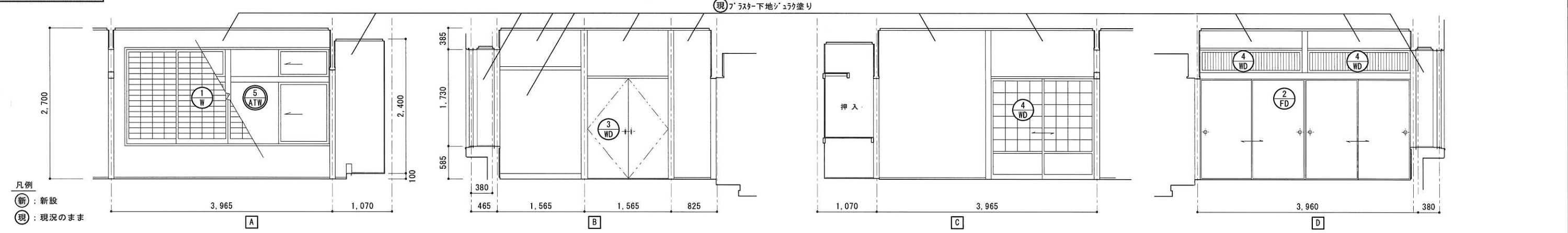


改修前-休養室

※ 開口部木枠、柱角木見切、木巾木等 OP:塗装下地調整 RC種(塗替え面)処理とする。(以下全室共通)

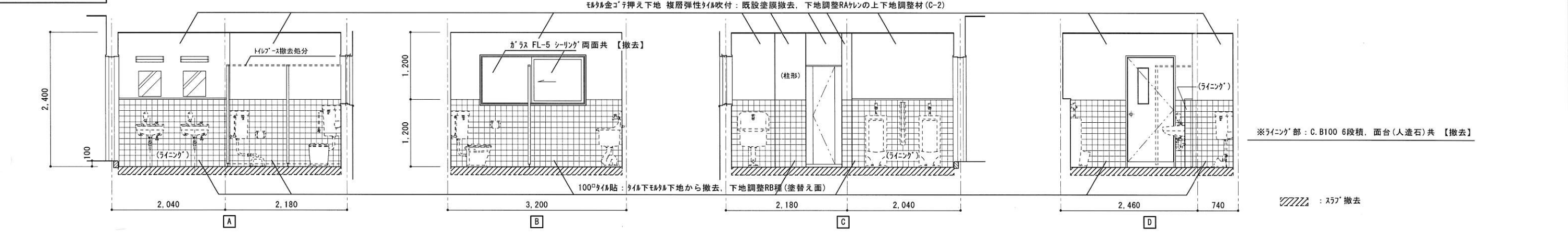


改修後-休養室



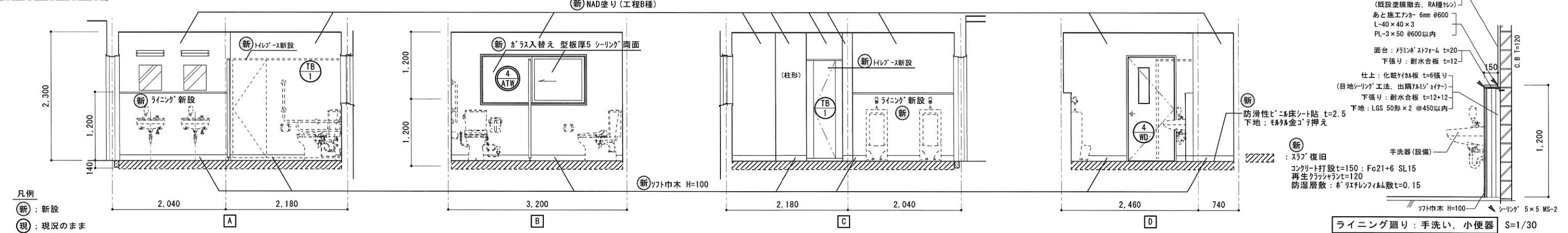
改修前-便所

※設備機器及びアクセリ-類は全て一時撤去(設備) ※腰掛便器, 和風便器, 仕切り板は撤去処分



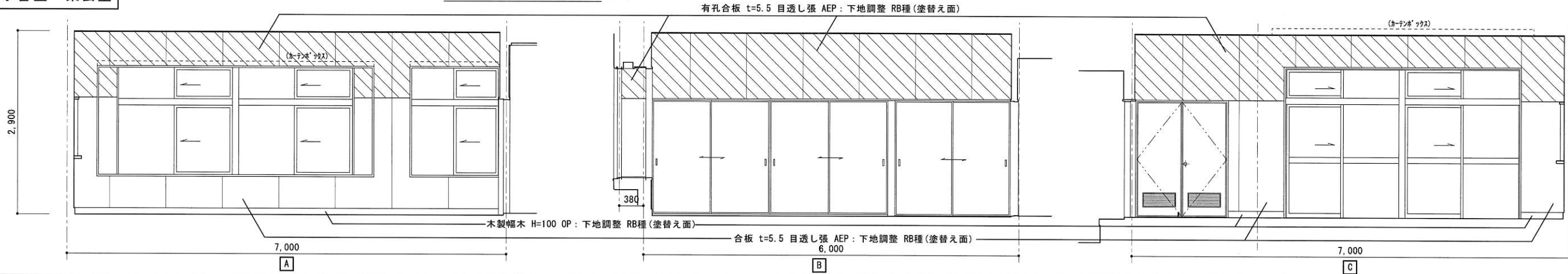
改修後-便所

※設備機器及びアクセリ-類は復旧(設備)



改修前-学習室・集会室

※ 開口部木枠、柱、木見切、カーテンボックス、木巾木等木部見え掛り部 OP:塗装下地調整 RC種(塗替え面)処理とする。

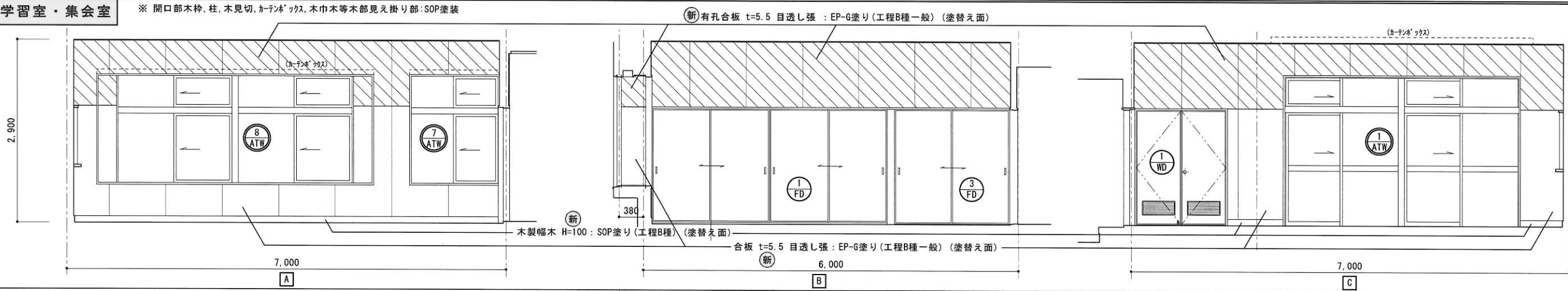


凡例

- 新:新設
○現:現況のまま

改修後-学習室・集会室

※ 開口部木枠、柱、木見切、カーテンボックス、木巾木等木部見え掛り部:SOP塗装



凡例

- 新:新設
○現:現況のまま

特記

作	図	作	図	作	図

行橋市役所
福岡県行橋市中央一丁目1番1号
TEL:0930-25-1111

都市整備部
建築政策課

工事名称・図面名称

平島地区学習等供用施設改修工事

改修前・後展開図-03

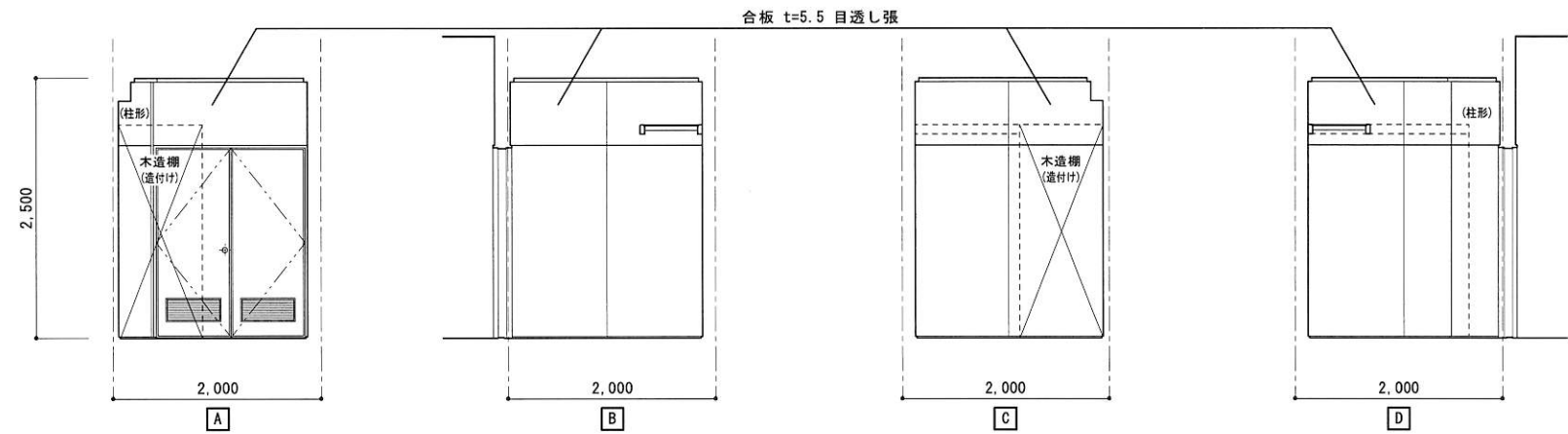
縮尺

A2版:1/50

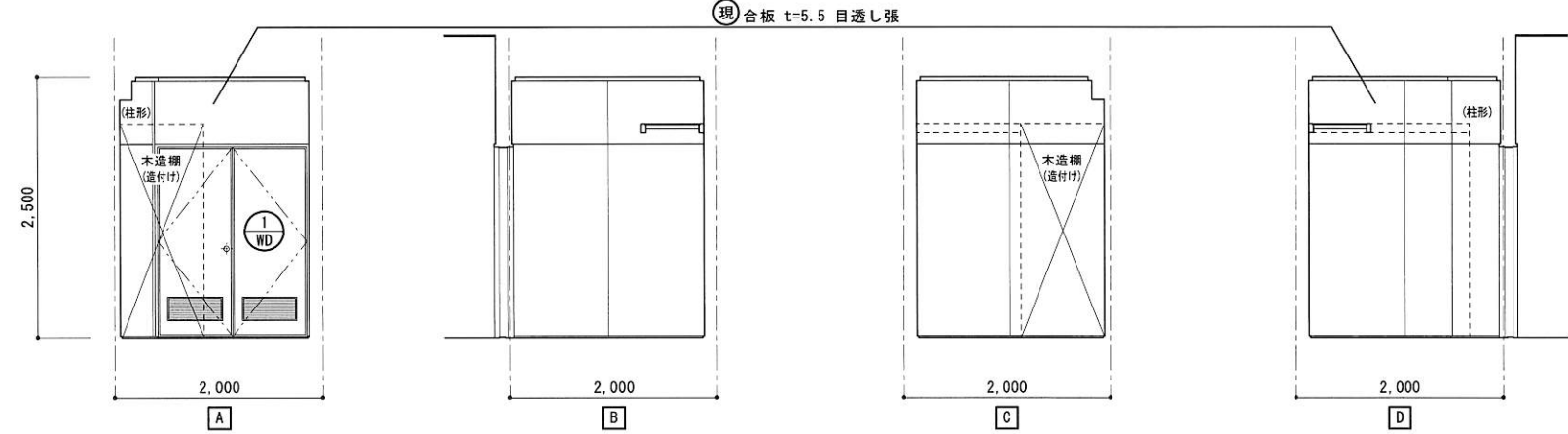
図面番号

A19

改修前-物置



改修後-物置



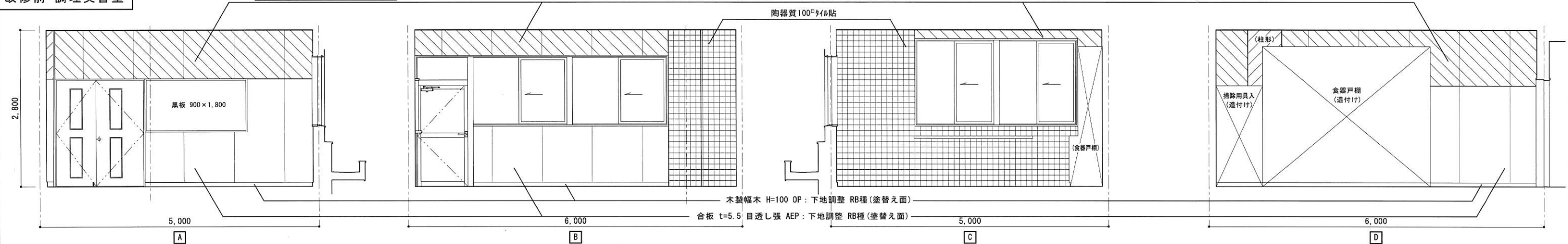
凡例

- 新設
○ 現況のまま

改修前-調理実習室

※ 開口部木枠、木巾木等 OP:塗装下地調整 RC種(塗替え面)処理とする。

有孔合板 t=5.5 目透し張 AEP: 下地調整 RB種(塗替え面)

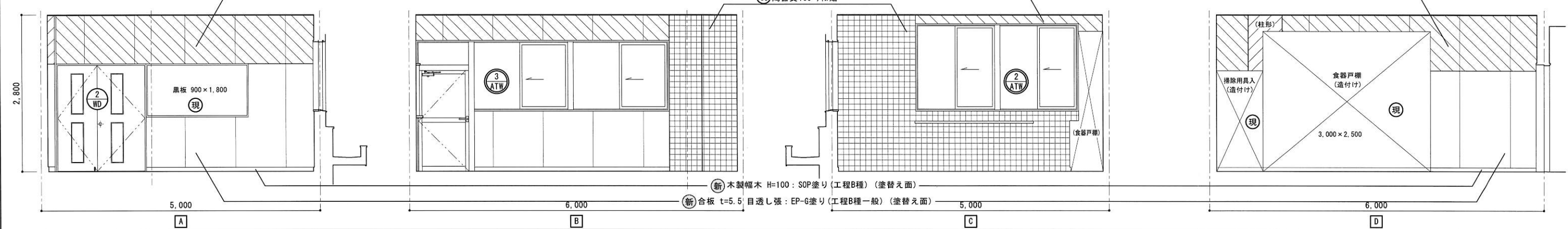


改修後-調理実習室

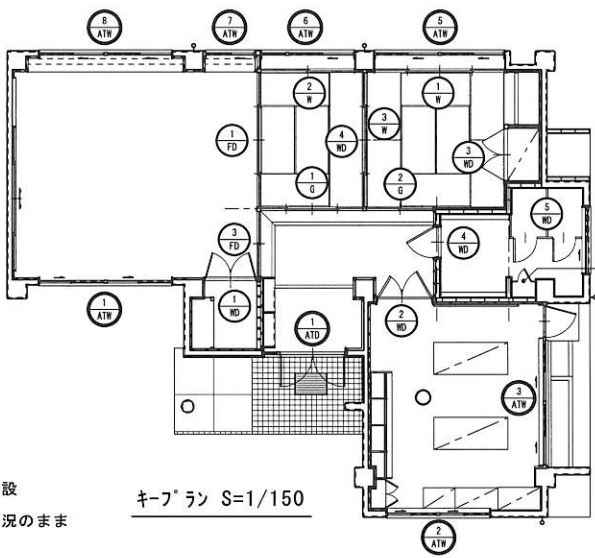
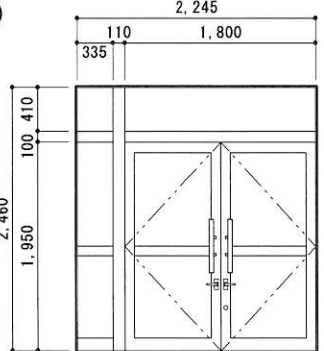
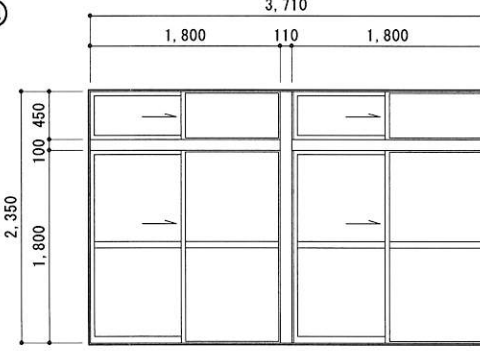
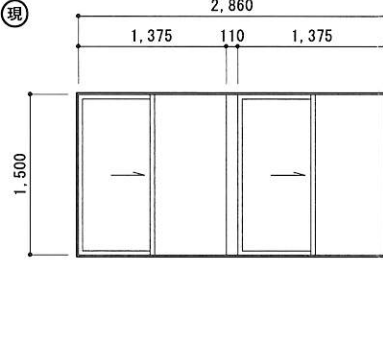
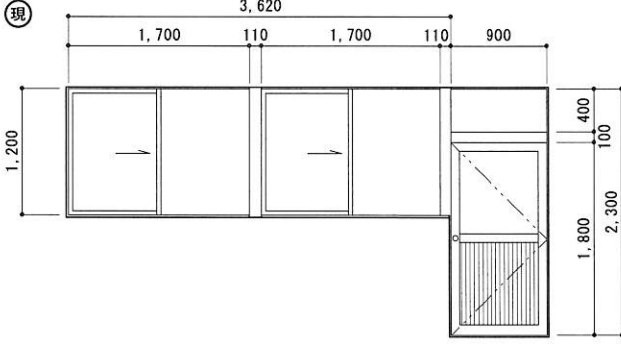
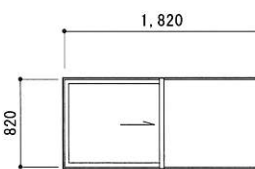
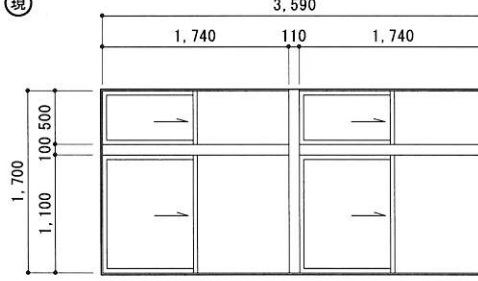
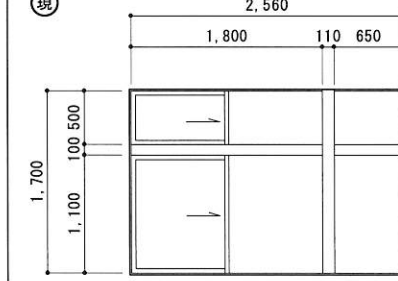
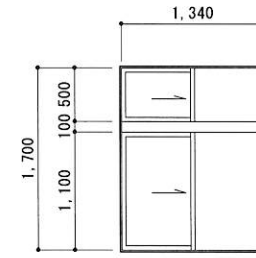
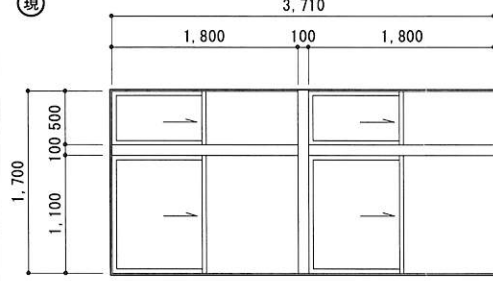
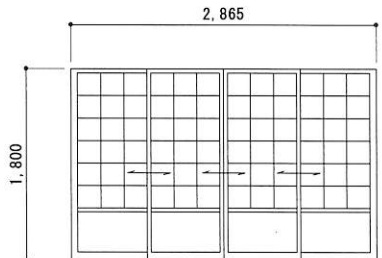
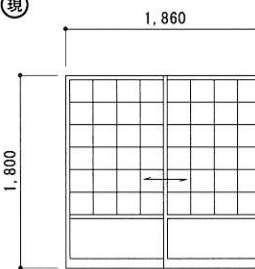
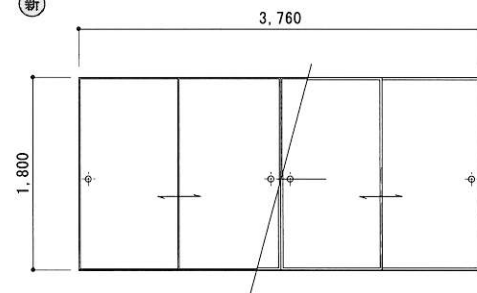
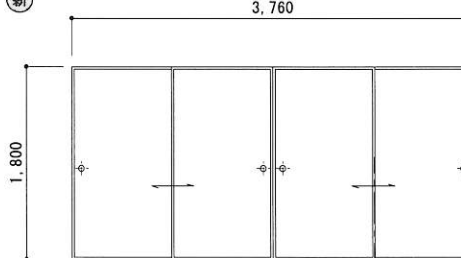
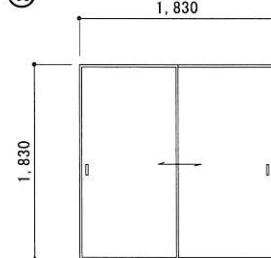
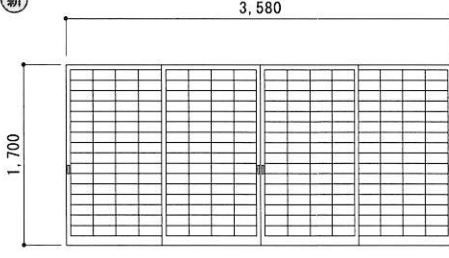
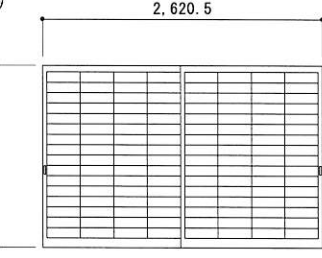
※ 開口部木枠、木巾木等: SOP塗装

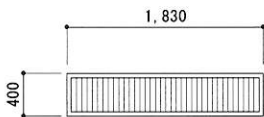
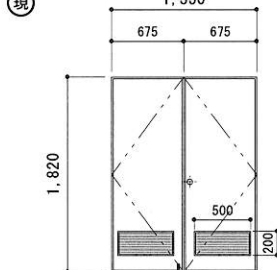
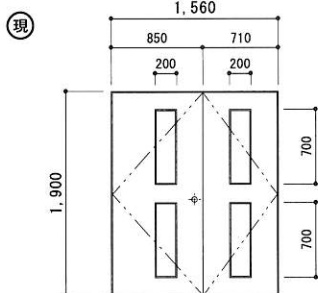
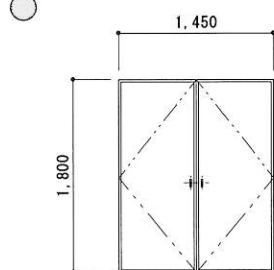
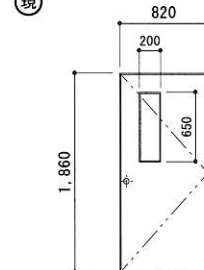
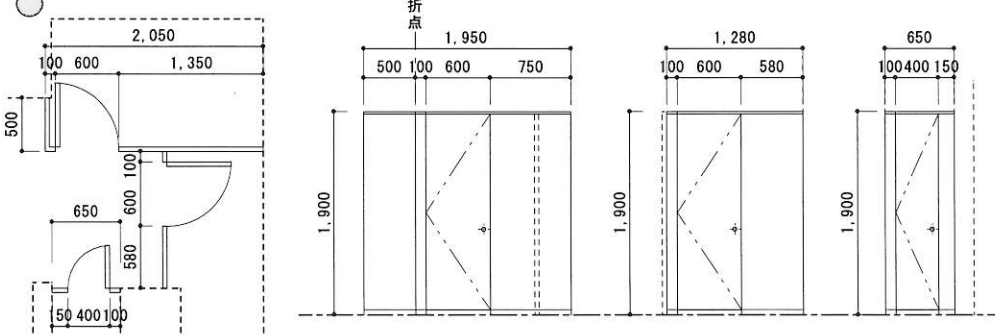
新有孔合板 t=5.5 目透し張 : EP-G塗り(工程B種一般)(塗替え面)

現陶器質100²タイル貼



			作 図	作 図	作 図	行橋市役所 都市整備部 建築政策課 福岡県行橋市中央一丁目1番1号 TEL：0930-25-1111 *****	工事名称・図面名称		縮 尺	図面番号
							平島地区学習等供用施設改修工事		A2版：1/50	A 2 0
							改修前・後展開図-04			

 凡例 ○新：新設 ○現：現況のまま キープラン S=1/150 ○新 ※外部7mm製建具全周 シーリング 打替え (変成シリコンMS-2) ○新 ※7mm製建具、木製建具共 全ヶ所『建具調整』をする。	記 号	① ATD	防音7mm製連・段窓戸 既設のまま	① ATW	防音7mm製連・段窓戸 既設のまま	② ATW	防音7mm製連窓 既設のまま	③ ATW	防音7mm製連・段窓戸 既設のまま													
	姿 図	○現 		○現 		○現 		○現 														
	見込 数量	見込み701		見込み701		見込み701		見込み701														
	位置	玄 関		学習室・集会室		調理実習室		調理実習室														
	仕上げ																					
	硝子																					
	金物																					
	備考																					
記 号	④ ATW	防音7mm製窓	⑤ ATW	防音7mm製連・段窓 既設のまま	⑥ ATW	防音7mm製連・段窓 既設のまま	⑦ ATW	防音7mm製段窓 既設のまま	⑧ ATW	防音7mm製連・段窓 既設のまま	① G	木製4枚引違いガラス戸 既設のまま										
姿 図	○新 		○現 		○現 		○現 		○現 		○現 											
見込 数量	見込み701		見込み701		見込み701		見込み701		見込み701		見込み361											
位置	便所		休憩室		保育室		休憩室		学習室・集会室		保育室											
仕上げ																						
硝子	○新 FL5 撤去 型板厚6に入替え																					
金物																						
備考																						
記 号	② G	木製2枚引違いガラス戸 既設のまま	① FD	木製4枚引違いフラッシュ戸	② FD	木製4枚引違い横戸	③ FD	木製4枚引違いフラッシュ戸	① W	木製4枚引違い障子戸	② W	木製4枚引違い障子戸										
姿 図	○現 		○新 		○新 		○現 		○新 		○新 											
見込 数量	見込み361		見込み361		見込み211		見込み361		見込み301		見込み301											
位置	休養室		保育室		保育室		学習室・集会室		休養室		保育室											
仕上げ			片面：ホリィスル合板(既存のまま) ○新 片面：新鳥の子(貼替え)		○新 両面貼替え：新鳥の子		両面ホリィスル合板貼		○新 障子紙貼替え		○新 障子紙貼替え											
硝子									○新 障子紙貼替え		○新 障子紙貼替え											
金物									引手：現況のまま		引手：現況のまま											
備考																						
特 記							作 図	作 図	作 図	行橋市役所 都市整備部 建築政策課 福岡県行橋市中央一丁目1番1号 TEL：0930-25-1111 *****												
										工事名称・図面名称		縮 尺										
										平島地区学習等供用施設改修工事		図面番号										
										改修前後 キープラン、建具表-1		A2版：1/50										
												A21										

記 号	③ W 木製 欄間		① WD 木製フラッシュ 両開き戸		② WD 木製フラッシュ 両開き戸		③ WD 木製 両開き襖戸		④ WD 木製フラッシュ 片開き戸		① TB 新設 トイレブース(造り替え)								
姿 図	⑦ 現 		⑦ 現 		⑦ 現 		⑦ 		⑦ 現 										
S=1/50																			
見込 数量	見込み302		見込み361		見込み301		見込み211		見込み211		見込み40								
位置	休養室		物置		調理実習室		休養室		便所		便所								
仕上げ			両面：ホーリスチル合板		両面：ホーリスチル合板		○ 片面貼替え：新鳥の子		両面：ホーリスチル合板		メラミン化粧合板両面貼 (7&Mエッジ, ステンレス巾木仕様)								
硝子																			
金物			シンガー錠, その他付属金物		シンガー錠, その他付属金物		引手		空錠, その他付属金物		表示錠(片面スライド式), 空錠 その他 付属金物一式								
備考											ペーパコア芯								
記 号																			
姿 図																			
S=1/50																			
見込 数量																			
位置																			
仕上げ																			
硝子																			
金物																			
備考																			
記 号																			
姿 図																			
S=1/50																			
見込 数量																			
位置																			
仕上げ																			
硝子																			
金物																			
備考																			
特 記								作 図	作 図	作 図	行橋市役所 都市整備部 建築政策課 福岡県行橋市中央一丁目1番1号 TEL:0930-25-1111 *****	工事名称・図面名称		縮 尺	図面番号				
												平島地区学習等供用施設改修工事		A2版: 1/50	A 2 2				
												建具表-2							

[illegible]

No.2

平成29年度改訂

290401

章

項

目

特

記

事

項

⑥検査及び後片付け

⑦施工記録

アスベスト含有吹付け材の除去工事

(1) 除去作業が終了後、高性能真空掃除機で床などの清掃を行う。
(2) 監督職員立会いのうえ、除去が十分に行われたかを、目視により検査を行う。
(3) 養生用のプラスチックシートに付着した粉じんの再飛散を防止するために、シート全体にまんべんなく粉じん飛散抑制剤を散布する。
(4) 壁面等の養生用のプラスチックシートの撤去は、負圧・除じんを十分に吸引し、ろ過した時点又は粉じん飛散抑制剤吹付後、沈降した時点で行う。
なお、シートは、取り外して粉じん付着面を内側に折りたたみ、プラスチック袋に入れる。
(5) 養生を行っていない足場、仮設材を清掃した後解体搬出する。
(6) 床養生用プラスチックシートは、粉じん付着面を内側に折りたたみ、プラスチック袋に入れる。
(7) 養生用のプラスチックシート等の廃棄物は、5(2)により処理等を行う。
(8) 後片付け終了後は、高性能真空掃除機で床等の清掃を行う。

(1) 施工記録報告書を作成し、監督員に提出する。
(2) 施工記録報告書は、下記事項により作成する。
(イ) 施工計画書
(ロ) 工事記録及び工事写真
(ハ) 産業廃棄物処理記録
(ニ) 施工調査等記録
(ホ) 作業者の作業記録、各種健康診断記録、安全衛生教育記録
作業者の作業記録、特殊健康診断記録は石綿則により40年間保存しなければならない。
(ヘ) その他必要事項

1. 施工調査等

2. 施工計画書

施工調査は、特記による。特記がなければ、次による。
(イ) 処理工事に当たり、あらかじめ事前の施工調査を次の事項について行う。
調査結果は、図面により記録し、監督職員に提出する。
① アスベスト含有保温材等の使用部位の確認
② アスベスト含有保温材等の厚さの確認
③ 施工範囲と工事管理区分の確認
④ 廃棄物などの搬出方法
(ロ) アスベスト粉じん濃度測定は6.1(ロ)に準じて行う。

(1) 施工計画書
着工に先立ち、処理工事に伴うアスベスト粉じんの飛散防止対策を盛り込んだ施工計画書を施工調査等の結果に基づき作成し、監督職員の承認を受ける。
なお、施工計画書に記載すべき事項は、次のとおりとする。
① 工事概要
ア. 工事名称
イ. 工事場所
ウ. 工事期間
エ. 工事内容
オ. その他
② 管理組織
③ 安全衛生管理及び飛散防止対策
④ 使用用具、器具類、材料及び調合
⑤ 工事の流れ
⑥ 仮設計画（足場、養生）
⑦ 作業要領（作業計画図面を含む。）
⑧ 確認、検査方法
⑨ 工事工程表
⑩ その他必要事項
(2) 官公署その他への手続き等
一般建築工事の手続きのほか、地方公共団体が定めている手続きを行う。

3. 安全衛生管理

4. 除去処理工事

5. 汚染物処分工事

6. 検査及び後片付け

(1) 建物内部で除去作業を行う場合は、作業場所を他の場所を隔離する。
なお、作業場所において、開閉部位（出入口、換気孔、窓等）は閉とし、ガラスの破損箇所等で開となっている部分を、プラスチックシート等で密かくとする。
(2) 建物外周部で除去作業を行う場合は、当該部分をプラスチックシート等で囲い、当該部分をプラスチックシート等で囲い、周辺環境へのアスベスト飛散を防止する。
(3) 作業場所内では、除去に関する作業以外の作業は厳禁とする。
(4) 表示、掲示については「改修標仕」9.1.2(f)に基づいて行う。
(5) アスベスト保温材等の切断、穿孔、研磨等の作業に伴うものは「改修共仕」9.1.3(a)に基づき隔離を行う。なお、グローブバック方式を使用して該当除去部分を覆う場合も隔離と見なす。

アスベスト含有保温材等（煙突用断熱材は除く）の除去は可能な限り粉じん飛散抑制剤で十分に濃潤化した後、手ばらしで行うこと。
手ばらし以外の除去（グローブバック方式による除去は除く）の場合は、「改修共仕」9.1.3および「改修指針」9.1.3iによる。

(イ) 除去したアスベスト含有保温材の処理方法は、「改修共仕」9.1.3(b)(2)および「改修指針」9.1.3(b)(2)により、密封処理する。
(ロ) 施工区域内において、アスベスト含有保温材等の廃材を高所から移動する場合は、揚重機を使用して、アスベスト含有保温材等を高所より落下させないこと。
なお、アスベスト含有保温材等の保管、運搬、処分については、「改修共仕」9.1.3(c)及び「改修指針」9.1.3(c)による。

1. 施工調査

2. 施工計画書

施工調査は、特記による。特記がなければ、次による。
処理工事に当たり、あらかじめ事前の施工調査を次の事項について行う。
調査結果は、図面により記録し、監督職員に提出する。
(イ) アスベスト含有成形板使用部位の確認
(ロ) アスベスト含有成形板の種類、厚さ等の確認
(ハ) アスベスト含有成形板使用数量の確認
(ニ) 施工範囲と工事管理区分の確認
(ホ) 廃棄物等の搬出方法について

(1) 施工計画書
着工に先立ち、処理工事に伴うアスベスト粉じんの飛散防止対策を盛り込んだ施工計画書を施工調査等の結果に基づき作成し、監督職員の承認を受ける。
なお、施工計画書に記載すべき事項は、次のとおりとする。
① 工事概要
ア. 工事名称
イ. 工事場所
ウ. 工事期間
エ. 工事内容
オ. その他
② 管理組織
③ 安全衛生管理及び飛散防止対策
④ 使用用具、器具類、材料及び調合
⑤ 工事の流れ
⑥ 仮設計画（足場、養生）
⑦ 作業要領（作業計画図面を含む。）
⑧ 確認、検査方法
⑨ 工事工程表
⑩ その他必要事項

3. 安全衛生管理

4. 除去処理工事

5. 検査及び後片付け

6. 施工記録

(2) 官公署その他への手続き等
一般建築工事の手続きのほか、地方公共団体が定めている手続きを行う。

(1) 建物内部で除去作業を行う場合は開閉部位（出入口、換気孔、窓等）は閉とし、ガラスの破損箇所等で開となっている部分を、養生シート等で密かくとする。
(2) 建物外周部で除去作業を行う場合は、当該部分を養生シート等で囲う。
(3) 施工区画入口に、「アスベスト含有成形板除去中、関係者以外の立ち入り禁止」を、作業場所の出入口に呼吸用保護具着用を掲示する。

(1) アスベスト含有成形板の除去
(イ) 除去は、アスベストを含まない内装材及び外部建具等の撤去にさきが行う。
(ロ) 除去は可能な限り破壊又は破断を伴わない方法で行うものとし、原則として、「手ばらし」とする。
(ロ) 除去作業中は、原則として散水その他により、アスベスト含有成形板を常に湿潤な状態として作業を行う。
(2) アスベスト含有成形板の集積、運搬等
(イ) 除去したアスベスト含有成形板の集積及び積み込み当たっては、高所より投下しない等のほか、粉じんの飛散防止に努める。
(ロ) 細かく粉砕されたアスベスト含有成形板は、湿潤化の上、丈夫なビニール袋に入れる等、飛散防止の措置を講じる。
(ロ) 除去したアスベスト含有成形板を運搬するまでの間、現場内に保管する場合は、一定の保管場所を定め、一般の内装材と分別して保管するものとし、シートで覆う等、飛散防止の措置を講じる。また、保管場所には、アスベスト含有成形板の保管場所であることの表示を行う。
(ロ) アスベスト含有成形板の運搬に当たっては、運搬車両の荷台全体をシート等で覆い飛散防止に努める。
(ロ) アスベスト含有成形板の撤去、集積、積み込み及び保管等の処理が完了した場合は、速やかに監督職員に報告し、確実に処理されたことの確認を受ける。
(3) 除去物の処分等
(イ) アスベスト含有成形板は、関係法理等に従い適切に処分する。
(ロ) 撤去されたアスベスト含有成形板の処分が完了した場合は、マニフェストを監督職員に提出し、処分が確実に行われたことの確認を受ける。
なお、マニフェストは、アスベスト含有成形板であることを明示する。

(1) 除去作業が終了後、アスベスト含有成形板の破片、破断粉および作業衣等に付着した粉じんが残存しないように、真空掃除機等により、清掃および片付けを十分に行う。
(2) 監督職員の立会いのうえ、除去が十分に行われたことを、目視により検査を行う。

(1) 施工記録報告書を作成し、監督職員に提出する。
(2) 施工記録報告書は、6.7により作成する。

仕上復旧特記仕様

1. 危険防止

2. 構台

3. 工事表示板等

4. 設備工事との取合い

5. 総合図での調整

1) 仮囲い等
・ 設けない ※設ける
設置方法
・ 成形鋼板 (H = m) ・ 波形カラー鉄板 (H = m)
・ シート張り ・ ロープ張り
※施設管理者と協議の上、バリカーによる安全区画を行うものとする。
ゲート
・ シート (W = m) ・ パネル (W = m)
・ ハンガー (W = m)
垂直防護施設
・ メッシュシート ・ 防炎シート ・ 特付金網
・ 防音シート ・ アルミ防音パネル ・ ()
水平防護施設
・ 防護網 (網目) ・ ダブルネット ・ ()
防護施設等取付足場
・ 単管一本足場 ・ 枠組本足場 (W =) ・ ()
設置範囲
※図示による ・ 監督員の指示による
設置期間
※工事期間中 ・ 監督員の指示による

手すり先行足場について
枠組足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」(厚生労働省平成15年4月)により、設置については同ガイドラインに基づく他、きやすい安心感のある足場とし、二段手すりと縦木の機能を有する部材があらかじめ備えられた手すり先行専用足場型とするか、または改善措置機材を用いて手すり先行専用足場型と同等の機能を確保するものとする。

養生構台
・ 設置する (図示による) ・ 設置しない
束入れ構台
・ 設置する (幅員 m、長さ m) ・ 設置しない
監督員の指示による。

※施工区分表による
・ 施工範囲は下記による
※図示した鉄筋コンクリート部の貫通孔、開口部の型枠及びそれらの補強
※図示した壁、天井の仕上り材、下地材の切込み及び下地材の補強
※駆動装置が電動による建具類の2次配線及び操作スイッチ
※自動閉鎖装置取付け箇所の切込み及び補強
()
施工図 設備機器の設置、取合いなどの検討のできる施工図を提出して、監督員の承認を受ける。

各工事の着工に先立ち、各施工図の基準となる総合図を作成し、監督員の承認を受ける。
総合図は施工図作成に先立ち、建築・設備・その他別途注工事業者の情報をすべて盛り込んだ図面とし、それらの接点の細部調整を行う。
総合図の調整は、建築工事の請負者が行い、設備工事・その他の請負者がそれに協力する。

1. 軽量鉄骨天井下地

2. せつこうボード
その他ボード
及び合板張り

野縁等の種類 (14.4.2)(表14.4.1)
屋内 ※19形 ・ 25形 ・ ()
屋外 ・ 19形 ※25形 ・ ()
屋外における野縁等の間隔 (14.4.3)

(14.4.3)
材 種 種 別 張 り 方 厚 さ 備 考
・ せつこうボード
・ 下地張り ・ 突付け
・ 上張り ・ 目透し
・ 難燃処理工法
・ 化繊せつこうボード
・ トラバーチン模様
・ 直張り ※突付け
※9.5 寸法
・ 木目模様 (要補付)
・ 直張り ※目透し
※9.5 専用軽鋼下地材付き
・ 無石綿けい酸カルシウム板
・ 目透し
・ 難目処理
※6・8 タイプⅡ (無石綿)
・ 10・12
・ ()
・ 木質セメント板
・ 硬質木毛セメント板
・ 打込み
・ 20 ※25
・ 普通木毛セメント板
・ 張付け
・ 敷込み
・ 繊維板
・ フラット
・ 下地張り ・ 突付け
・ 凹凸
・ 目透し
・ 12.5
・ 9.5
ホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆ ()
遮音シール材 ※アクリル系シーリング材 ・ ジョイントコンパウンド

3. 吸音材

4. ロックウール吹付け

5. 木質繊維吹付け

6. 塗装材料

7. 塗装業者

材 種 品 質 ・ 規 格 厚 さ
・ ロックウール吸音材 ロックウール吸音ボード1号 (60K) ・ 25 ・ ()
・ グラスウール吸音材 グラスウール吸音ボード2号32K ※25
グラスクロス (JIS R3414-P-17A) 鋼線張
グラスクロス張りグラスウール吸音ボード (910×1820) の取付け工法
ボロボロビレン及びプラスチックファスナー留め 4本/m程度以上

(15.7.2)
種 類 色 採 厚 さ
・ 一般用 ・ () ・ 着色 ・ 原色 ・ 10・15・20・()
※ホルムアルデヒドの放散量 F☆☆☆☆等級のもの・()

種 類 色 採 厚 さ
・ 一般用 ・ () ・ 着色 ・ 原色 ・ 10・15・20・()
※ホルムアルデヒドの放散量 F☆☆☆☆等級のもの・()

屋内の壁及び天井の塗装仕上り材は、建築基準法に基づき防火材料の指定又は認定を受けたものとする。
(18.1.3)
塗料は、トルエン等の含有量が少ない規格品とする。
ホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆ ()

・ (社) 日本塗装工業会の会員 ※監督員の承認する塗装業者

除去工事作業の手順

アスベスト除去写真撮影要領

除去工事作業の手順は「改修指針」図9.1.6iによる。

1 除去着工前の清掃
2 ビニール養生 (床二重が分かる撮影・壁養生・機器養生等)
3 ターミナルの撮影 (設置状況、完了時)
4 責任除塵装置撮影 (フィルター確認状況を含む)
5 各種指示板等の撮影
6 飛散抑制・防止剤噴霧施工時の写真
7 アスベスト除去時の撮影
8 袋詰め時の撮影
9 アスベスト除去後の確認時の撮影
10 飛散防止剤の吹付け時の撮影
11 産業廃棄物の処理状況の撮影 (保管状況、数量確認、積み込み、搬出、運搬、処理場搬入、荷下ろし、数量確認、退場の各状況)
12 各指定検時の濃度測定時の撮影
13 使用材料、配合状況及び使用機器の状況
14 その他、監督員が指示する箇所

備考

承認

工事名称
平島地区学習等供用施設改修工事

図面名称
アスベスト含有建材除去等工事特記仕様書(2)

図面番号
A-24

行橋市役所 都市整備部
建築政策課
福岡県行橋市中央一丁目1番1号
TEL:0930-25-1111

令和元年7月

防衛省地方協力局

防衛施設周辺防音事業

Ⅰ 防音工事標準仕方書

1. 共通事項

1.1 規 則

1.2 定 義

1.3 適 用

1.4 定めのない音響材料又は防音仕様

1.5 図書の作成

本仕方書は、「防衛施設周辺防音事業補助金交付要綱」（平成19年防衛省訓令第121号）第5条の規定に基づいて定められたものである。

本仕方書は、防音工事の各種別の防音量の達成に必要な事項のみを不したものである。

各工事種類の名称は、次表のとおりとする。

工 事 種 別	名 称
1 級 工 事	防衛省 1 級 防音工事
2 級 工 事	防衛省 2 級 防音工事
3 級 工 事	防衛省 3 級 防音工事
4 級 工 事	防衛省 4 級 防音工事

実施設計に当たっては、本仕方書から該当する事項を選出していくものとし、該当事項を列挙した特記仕様書を作成するものとする。

また、防音工事の標準仕方（以下「防音仕様」という。）以外の仕様については、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」、「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」、「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」、「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）」、「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」及び「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）」等を準用するものとする。ただし、特別な事情により、これら仕様書により賄い事項については、補助事業者が地方防衛局長（東海防衛支局長を含む。以下同じ。）と協議の上、これを処理するものとする。

本仕方書に定めのない音響材料又は防音仕様を採用する場合は、理由、名称精造、仕様、詳細図、見本、製造者名、日本工業規格（JIS規格）、材料検査成績、音響特性（公的試験所、研究所等の試験成績書添付）等の必要事項を記載した文書により、地方防衛局長の承認を受けるものとする。

本仕方書に基づく工事の設計図書は、すべて横書きとし、A4版左とじで製本するものとする。

2. 防 音 計 画

2.1 所要防音量

2.2 遮音構成計画

2.3 建具の遮音量

各工事種類の防音量は次表のとおりとし、129Hzから4,000Hzまでのオクターブバンドの中心周波数における内外音圧レベル値の平均値とする。

工 事 種 別	防 音 量
1 級 工 事	35 dB以上
2 級 工 事	30 "
3 級 工 事	25 "
4 級 工 事	20 "

騒音防止を必要とする対象室（以下「施工室」という。）の所在する線を遮音構成上の1区画となるよう計画する。

開口部の設計及び建具の選定に当たっては、開口部の占める面積、建具の構造等を十分検討する。

各種建具の遮音量は、次表のとおりとする。

区分	建 具 別	遮 音 量 (平均値)
1	金属製一部二重気密建具(可動部(10)、固定部(10+5))	35dB 以上
2	金属製一部二重気密建具(可動部(8)、固定部(5+5))	33 "
3	区分4の金属製気密建具(5)と木製気密建具(3)又は金属製普通建具(3)の二重建、建具間吸音層付	33 "
4	金属製気密建具(5)	28 "
5	金属製気密建具(5)	25 "
6	金属製普通建具(3)	18 "
7	木製気密建具(3)	15 "

備考：1 () 内の数値はガラス厚で単位:mm。

2 遮音量は、129Hzから4,000Hzまでの1/3オクターブバンドの中心周波数における音響透過損失の平均とする。

また、金属製一部二重気密建具及び金属製気密建具(5)については、JIS A 1416「実験室における建築部材の空気音透過断性能の測定方法」に基づく試験結果の音響透過損失値が次表の遮音性能曲線を下回らないものとする。ただし、区分1及び2の建具にあっては、1,250Hz以上の各周波数における音響透過損失値が遮音性能曲線の数値を下回る場合、その差の合計が6 dB以下のときは、差し支えないものとする。

2.4 金属製気密建具

2.5 ガラスブロック

2.6 室内吸音構成計画

2.1 必要換気量及び必要外気量

2.2 換気量

2.3 空気清浄方式

2.4 吹出音

2.4 金属製気密建具

2.5 ガラスブロック

2.6 室内吸音構成計画

3. 換 気 計 画

3.1 必要換気量及び必要外気量

3.2 換気量

3.3 空気清浄方式

3.4 吹出音

2.4 金属製気密建具

2.5 ガラスブロック

2.6 室内吸音構成計画

3.1 必要換気量及び必要外気量

3.2 換気量

3.3 空気清浄方式

3.4 吹出音

2.4 金属製気密建具

2.5 ガラスブロック

2.6 室内吸音構成計画

3.1 必要換気量及び必要外気量

3.2 換気量

3.3 空気清浄方式

3.4 吹出音

2.4 金属製気密建具

2.5 ガラスブロック

2.6 室内吸音構成計画

3.1 必要換気量及び必要外気量

3.2 換気量

3.3 空気清浄方式

3.4 吹出音

2.4 金属製気密建具

2.5 ガラスブロック

2.6 室内吸音構成計画

3.1 必要換気量及び必要外気量

3.2 換気量

3.3 空気清浄方式

3.4 吹出音

2.4 金属製気密建具

2.5 ガラスブロック

2.6 室内吸音構成計画

3.1 必要換気量及び必要外気量

3.2 換気量

3.3 空気清浄方式

3.4 吹出音

2.4 金属製気密建具

2.5 ガラスブロック

2.6 室内吸音構成計画

3.1 必要換気量及び必要外気量

3.2 換気量

3.3 空気清浄方式

3.4 吹出音

2.4 金属製気密建具

2.5 ガラスブロック

2.6 室内吸音構成計画

3.1 必要換気量及び必要外気量

3.2 換気量

3.3 空気清浄方式

3.4 吹出音

2.4 金属製気密建具

2.5 ガラスブロック

2.6 室内吸音構成計画

3.1 必要換気量及び必要外気量

3.2 換気量

3.3 空気清浄方式

3.4 吹出音

2.4 金属製気密建具

2.5 ガラスブロック

2.6 室内吸音構成計画

3.1 必要換気量及び必要外気量

3.2 換気量

3.3 空気清浄方式

3.4 吹出音

2.4 金属製気密建具

2.5 ガラスブロック

2.6 室内吸音構成計画

3.1 必要換気量及び必要外気量

3.2 換気量

3.3 空気清浄方式

3.4 吹出音

2.4 金属製気密建具

2.5 ガラスブロック

2.6 室内吸音構成計画

3.1 必要換気量及び必要外気量

3.2 換気量

3.3 空気清浄方式

3.4 吹出音

2.4 金属製気密建具

2.5 ガラスブロック

2.6 室内吸音構成計画

3.1 必要換気量及び必要外気量

3.2 換気量

3.3 空気清浄方式

3.4 吹出音

2.4 金属製気密建具

2.5 ガラスブロック

2.6 室内吸音構成計画

3.1 必要換気量及び必要外気量

3.2 換気量

3.3 空気清浄方式

3.4 吹出音

2.4 金属製気密建具

2.5 ガラスブロック

2.6 室内吸音構成計画

3.1 必要換気量及び必要外気量

3.2 換気量

3.3 空気清浄方式

3.4 吹出音

2.4 金属製気密建具

2.5 ガラスブロック

2.6 室内吸音構成計画

3.1 必要換気量及び必要外気量

3.2 換気量

3.3 空気清浄方式

3.4 吹出音

2.4 金属製気密建具

2.5 ガラスブロック

2.6 室内吸音構成計画

3.1 必要換気量及び必要外気量

3.2 換気量

3.3 空気清浄方式

3.4 吹出音

2.4 金属製気密建具

2.5 ガラスブロック

2.6 室内吸音構成計画

3.1 必要換気量及び必要外気量

3.2 換気量

3.3 空気清浄方式

3.4 吹出音

2.4 金属製気密建具

2.5 ガラスブロック

2.6 室内吸音構成計画

3.1 必要換気量及び必要外気量

3.2 換気量

3.3 空気清浄方式

3.4 吹出音

2.4 金属製気密建具

2.5 ガラスブロック

2.6 室内吸音構成計画

3.1 必要換気量及び必要外気量

3.2 換気量

3.3 空気清浄方式

3.4 吹出音

2.4 金属製気密建具

2.5 ガラスブロック

2.6 室内吸音構成計画

3.1 必要換気量及び必要外気量

3.2 換気量

3.3 空気清浄方式

3.4 吹出音

2.4 金属製気密建具

2.5 ガラスブロック

2.6 室内吸音構成計画

3.1 必要換気量及び必要外気量

3.2 換気量

3.3 空気清浄方式

3.4 吹出音

2.4 金属製気密建具

2.5 ガラスブロック

2.6 室内吸音構成計画

3.1 必要換気量及び必要外気量

3.2 換気量

3.3 空気清浄方式

3.4 吹出音

2.4 金属製気密建具

2.5 ガラスブロック

2.6 室内吸音構成計画

3.1 必要換気量及び必要外気量

3.2 換気量

3.3 空気清浄方式

3.4 吹出音

2.4 金属製気密建具

2.5 ガラスブロック

2.6 室内吸音構成計画

3.1 必要換気量及び必要外気量

3.2 換気量

3.3 空気清浄方式

3.4 吹出音

2.4 金属製気密建具

2.5 ガラスブロック

2.6 室内吸音構成計画

3.1 必要換気量及び必要外気量

3.2 換気量

3.3 空気清浄方式

3.4 吹出音

2.4 金属製気密建具

2.5 ガラスブロック

2.6 室内吸音構成計画

3.1 必要換気量及び必要外気量

3.2 換気量

3.3 空気清浄方式

3.4 吹出音

2.4 金属製気密建具

2.5 ガラスブロック

2.6 室内吸音構成計画

3.1 必要換気量及び必要外気量

3.2 換気量

3.3 空気清浄方式

3.4 吹出音

2.4 金属製気密建具

2.5 ガラスブロック

2.6 室内吸音構成計画

3.1 必要換気量及び必要外気量

3.2 換気量

3.3 空気清浄方式

3.4 吹出音

2.4 金属製気密建具

2.5 ガラスブロック

2.6 室内吸音構成計画

3.1 必要換気量及び必要外気量

3.2 換気量

3.3 空気清浄方式

3.4 吹出音

2.4 金属製気密建具

2.5 ガラスブロック

2.6 室内吸音構成計画

3.1 必要換気量及び必要外気量

3.2 換気量

3.3 空気清浄方式

3.4 吹出音

2.4 金属製気密建具

2.5 ガラスブロック

2.6 室内吸音構成計画

3.1 必要換気量及び必要外気量

3.2 換気量

3.3 空気清浄方式

3.4 吹出音

2.4 金属製気密建具

2.5 ガラスブロック

2.6 室内吸音構成計画

3.1 必要換気量及び必要外気量

3.2 換気量

3.3 空気清浄方式

3.4 吹出音

2.4 金属製気密建具

2.5 ガラスブロック

2.6 室内吸音構成計画

3.1 必要換気量及び必要外気量

3.2 換気量

3.3 空気清浄方式

3.4 吹出音

2.4 金属製気密建具

2.5 ガラスブロック

2.6 室内吸音構成計画

3.1 必要換気量及び必要外気量

3.2 換気量

3.3 空気清浄方式

3.4 吹出音

2.4 金属製気密建具

2.5 ガラスブロック

2.6 室内吸音構成計画

3.1 必要換気量及び必要外気量

3.2 換気量

3.3 空気清浄方式

3.4 吹出音

2.4 金属製気密建具

2.5 ガラスブロック

2.6 室内吸音構成計画

3.1 必要換気量及び必要外気量

3.2 換気量

3.3 空気清浄方式

3.4 吹出音

2.4 金属製気密建具

2.5 ガラスブロック

2.6 室内吸音構成計画

3.1 必要換気量及び必要外気量

3.2 換気量

3.3 空気清浄方式

3.4 吹出音

2.4 金属製気密建具

2.5 ガラスブロック

2.6 室内吸音構成計画

3.1 必要換気量及び必要外気量

3.2 換気量

3.3 空気清浄方式

3.4 吹出音

2.4 金属製気密建具

2.5 ガラスブロック

2.6 室内吸音構成計画

3.1 必要換気量及び必要外気量

3.2 換気量

3.3 空気清浄方式

3.4 吹出音

2.4 金属製気密建具

2.5 ガラスブロック

2.6 室内吸音構成計画

3.1 必要換気量及び必要外気量

3.2 換気量

3.3 空気清浄方式

3.4 吹出音

2.4 金属製気密建具

2.5 ガラスブロック

2.6 室内吸音構成計画

3.1 必要換気量及び必要外気量

3.2 換気量

3.3 空気清浄方式

3.4 吹出音

2.4 金属製気密建具

2.5 ガラスブロック

2.6 室内吸音構成計画

3.1 必要換気量及び必要外気量

3.2 換気量

3.3 空気清浄方式

3.4 吹出音

2.4 金属製気密建具

2.5 ガラスブロック

2.6 室内吸音構成計画

3.1 必要換気量及び必要外気量

3.2 換気量

3.3 空気清浄方式

3.4 吹出音

2.4 金属製気密建具

2.5 ガラスブロック

2.6 室内吸音構成計画

3.1 必要換気量及び必要外気量

3.2 換気量

3.3 空気清浄方式

3.4 吹出音

2.4 金属製気密建具

2.5 ガラスブロック

2.6 室内吸音構成計画

3.1 必要換気量及び必要外気量

3.2 換気量

3.3 空気清浄方式

3.4 吹出音

2.4 金属製気密建具

2.5 ガラスブロック

2.6 室内吸音構成計画

3.1 必要換気量及び必要外気量

3.2 換気量

3.3 空気清浄方式

3.4 吹出音

2.4 金属製気密建具

2.5 ガラスブロック

2.6 室内吸音構成計画

3.1 必要換気量及び必要外気量

3.2 換気量

3.3 空気清浄方式

3.4 吹出音

2.4 金属製気密建具

2.5 ガラスブロック

2.6 室内吸音構成計画

3.1 必要換気量及び必要外気量

3.2 換気量

3.3 空気清浄方式

3.4 吹出音

2.4 金属製気密建具

2.5 ガラスブロック

2.6 室内吸音構成計画

3.1 必要換気量及び必要外気量

3.2 換気量

3.3 空気清浄方式

3.4 吹出音

2.4 金属製気密建具

2.5 ガラスブロック

2.6 室内吸音構成計画

3.1 必要換気量及び必要外気量

3.2 換気量

3.3 空気清浄方式

3.4 吹出音

2.4 金属製気密建具

2.5 ガラスブロック

2.6 室内吸音構成計画

3.1 必要換気量及び必要外気量

3.2 換気量

3.3 空気清浄方式

3.4 吹出音

2.4 金属製気密建具

2.5 ガラスブロック

2.6 室内吸音構成計画

3.1 必要換気量及び必要外気量

3.2 換気量

3.3 空気清浄方式

3.4 吹出音

2.4 金属製気密建具

2.5 ガラスブロック

2.6 室内吸音構成計画

3.1 必要換気量及び必要外気量

3.2 換気量

3.3 空気清浄方式

3.4 吹出音

2.4 金属製気密建具

2.5 ガラスブロック

2.6 室内吸音構成計画

3.1 必要換気量及び必要外気量

3.2 換気量

3.3 空気清浄方式

3.4

